

## 茅ヶ崎市地域防災計画 地震災害対策計画 新旧対照表（修正骨子案）

新	旧																
<p>第1章 地震災害対策の計画的な推進 第3節 茅ヶ崎市の自然的・社会的条件 (略) 第2 社会的条件 1 人口<sup>※</sup> 本市の人口は、<u>令和〇年〇月〇日</u>現在<u>〇〇〇, 〇〇〇人</u>であり、1 km<sup>2</sup>当たりの人口密度は、およそ<u>〇, 〇〇〇人</u>です。(※修正時点の直近の数値を反映)</p>	<p>P 4 第1章 地震災害対策の計画的な推進 第3節 茅ヶ崎市の自然的・社会的条件 (略) 第2 社会的条件 1 人口 本市の人口は、<u>令和7年2月1日</u>現在<u>245, 094人</u>であり、1 km<sup>2</sup>当たりの人口密度は、およそ<u>6, 865人</u>です。</p>																
<p>第1章 地震災害対策の計画的な推進 第4節 被害想定 第1 地震被害の想定 県では、<u>令和6年度</u>に地震被害想定調査を実施しています。なお、県は、国における新たな地震モデル、想定手法といった被害の想定に関する動向を踏まえ、適時新たな被害想定調査を実施します。 市の地震被害想定は、神奈川県地震被害想定調査報告書（<u>令和7年</u>3月）によるものとし、ここでは、一部を抜粋して示しています。 1 想定地震</p> <p style="text-align: center;">【検討対象地震一覧】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>想定地震</th> <th>説明</th> <th>発生確率</th> <th>地震のタイプ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 都心南部直下地震</td> <td>首都圏付近のフィリピン海プレート<u>内</u>で、都心南部の直下を震源とする<u>モーメント</u>マグニチュード7.3の地震である。東京湾北部地震に替わり、国が防災対策の主眼を置く地震としており、東京都をはじめ、県内の大都市に</td> <td>30年以内 70%</td> <td>南関東直下 (プレート境界型)</td> </tr> </tbody> </table>	想定地震	説明	発生確率	地震のタイプ	① 都心南部直下地震	首都圏付近のフィリピン海プレート <u>内</u> で、都心南部の直下を震源とする <u>モーメント</u> マグニチュード7.3の地震である。東京湾北部地震に替わり、国が防災対策の主眼を置く地震としており、東京都をはじめ、県内の大都市に	30年以内 70%	南関東直下 (プレート境界型)	<p>P 6 第1章 地震災害対策の計画的な推進 第4節 被害想定 第1 地震被害の想定 県では、<u>平成26年度</u>に地震被害想定調査を実施しています。なお、県は、国における新たな地震モデル、想定手法といった被害の想定に関する動向を踏まえ、適時新たな被害想定調査を実施します。 市の地震被害想定は、神奈川県地震被害想定調査報告書（<u>平成27年</u>3月）によるものとし、ここでは、一部を抜粋して示しています。 1 想定地震</p> <p style="text-align: center;">【検討対象地震一覧】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>想定地震</th> <th>説明</th> <th>発生確率</th> <th>地震のタイプ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 都心南部直下地震</td> <td>首都圏付近のフィリピン海プレート<u>と北米プレート境界</u>で、都心南部の直下を震源とするマグニチュード7.3の地震である。東京湾北部地震に替わり、国が防災対策の主眼を置く地震としており、東京都をはじめ、県内の大都</td> <td>30年以内 70%</td> <td>南関東直下 (プレート境界型)</td> </tr> </tbody> </table>	想定地震	説明	発生確率	地震のタイプ	① 都心南部直下地震	首都圏付近のフィリピン海プレート <u>と北米プレート境界</u> で、都心南部の直下を震源とするマグニチュード7.3の地震である。東京湾北部地震に替わり、国が防災対策の主眼を置く地震としており、東京都をはじめ、県内の大都	30年以内 70%	南関東直下 (プレート境界型)
想定地震	説明	発生確率	地震のタイプ														
① 都心南部直下地震	首都圏付近のフィリピン海プレート <u>内</u> で、都心南部の直下を震源とする <u>モーメント</u> マグニチュード7.3の地震である。東京湾北部地震に替わり、国が防災対策の主眼を置く地震としており、東京都をはじめ、県内の大都市に	30年以内 70%	南関東直下 (プレート境界型)														
想定地震	説明	発生確率	地震のタイプ														
① 都心南部直下地震	首都圏付近のフィリピン海プレート <u>と北米プレート境界</u> で、都心南部の直下を震源とするマグニチュード7.3の地震である。東京湾北部地震に替わり、国が防災対策の主眼を置く地震としており、東京都をはじめ、県内の大都	30年以内 70%	南関東直下 (プレート境界型)														

新				旧			
		も被害をもたらす地震である。				市にも被害をもたらす地震である。	
② 三浦半島断層群の地震	三浦半島断層帯を震源域とする <u>モーメント</u> マグニチュード7.0の地震である。国の地震調査研究推進本部の長期評価において、国内の主な活断層の中で、今後30年以内に地震発生の可能性が高いグループに属するとされており、県東部に大きな被害をもたらす活断層方の地震であるとされている。	30年以内 6~11%	活断層型	② 三浦半島断層群の地震	三浦半島断層帯を震源域とするマグニチュード7.0の地震である。国の地震調査研究推進本部の長期評価において、国内の主な活断層の中で、今後30年以内に地震発生の可能性が高いグループに属するとされており、県東部に大きな被害をもたらす活断層方の地震であるとされている。	30年以内 6~11%	活断層型
③ 神奈川県西部地震	神奈川県西部を震源域とする <u>モーメント</u> マグニチュード6.7の地震である。固有の地震活動であるか明確ではないものの、歴史的に繰り返し発生していることが知られており、地震発生の切迫性が指摘されている。	(過去400年の間に同クラスの地震が5回発生)	未解明だが、地殻内の浅い地震として設定	③ 神奈川県西部地震	神奈川県西部を震源域とするマグニチュード6.7の地震である。固有の地震活動であるか明確ではないものの、歴史的に繰り返し発生していることが知られており、地震発生の切迫性が指摘されている。	(過去400年の間に同クラスの地震が5回発生)	未解明だが、地殻内の浅い地震として設定
④ 東海地震	駿河トラフを震源域とする <u>モーメント</u> マグニチュード8.0の地震である。大規模地震対策特別措置法で地震発生の予知が可能	30年以内 <u>80%</u> 程度(南海トラフの地震)	海溝型 (駿河トラフ)	④ 東海地震	駿河トラフを震源域とするマグニチュード8.0の地震である。大規模地震対策特別措置法で地震発生の予知が可能とされている	30年以内 <u>70%</u> 程度(南海トラフの地震)	海溝型 (駿河トラフ)

新				旧			
		とされている地震であり、その切迫性が指摘されている。				地震であり、その切迫性が指摘されている。	
⑤ 南海トラフ巨大地震	南海トラフを震源域とする <u>モーメント</u> マグニチュード 9.0 の地震である。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震であり、南海トラフ巨大地震対策措置法の対象となる地震である。国の長期評価によると、南海トラフ全域での地震発生確率が 30 年以内に <u>80%</u> 程度であり、切迫性が指摘されている。	30 年以内 <u>80%</u> 程度(南海トラフの地震)	海溝型(南海トラフ)	⑤ 南海トラフ巨大地震	南海トラフを震源域とするマグニチュード 9.0 の地震である。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震であり、南海トラフ巨大地震対策措置法の対象となる地震である。国の長期評価によると、南海トラフ全域での地震発生確率が 30 年以内に <u>70%</u> 程度であり、切迫性が指摘されている。	30 年以内 <u>70%</u> 程度(南海トラフの地震)	海溝型(南海トラフ)
⑥ 大正型関東地震	相模トラフを震源域とする <u>モーメント</u> マグニチュード 8.2 の地震である。1923年の大正関東地震を再現した地震で、県の防災上重要建築物の耐震診断基準として活用されており、国も長期的な防災・減災対策の対象として考慮している地震である。	30 年以内 ほぼ 0~ <u>6%</u> (200 年から 400 年の発生間隔)	海溝型(相模トラフ)	⑥ 大正型関東地震	相模トラフを震源域とするマグニチュード 8.2 の地震である。1923年の大正関東地震を再現した地震で、県の防災上重要建築物の耐震診断基準として活用されており、国も長期的な防災・減災対策の対象として考慮している地震である。	30 年以内 ほぼ 0~ <u>5%</u> (200 年から 400 年の発生間隔)	海溝型(相模トラフ)
⑦ 元禄型関東地震(参考)	相模トラフから房総半島東側を震源	30 年以内 ほぼ <u>0%</u> (2 千年か	海溝型(相模トラフ)	⑦ 元禄型関東地震(参考)	相模トラフから房総半島東側を震源	30 年以内 ほぼ 0~ <u>0.5%</u> (2 千	海溝型(相模トラフ)

新				旧			
	域とする <u>モーメント</u> マグニチュード 8.5 の地震である。1703年の元禄関東を再現した地震で、現実が発生した最大クラスの地震でもある。	ら 3 千年の発生間隔)			域とするマグニチュード 8.5 の地震である。1703年の元禄関東を再現した地震で、現実が発生した最大クラスの地震でもある。	年から 3 千年の発生間隔)	
⑧ 相模トラフ沿いの最大クラスの地震 (参考)	元禄型関東地震の震源域に加え関東北部までを震源域とする <u>モーメント</u> マグニチュード 8.7 の地震である。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した相模トラフ沿いの最大クラスの地震である。	30 年以内 ほぼ <u>0~6%</u> (2 千年から 3 千年あるいはそれ以上の発生間隔)	海溝型 (相模トラフ)	⑧ 相模トラフ沿いの最大クラスの地震 (参考)	元禄型関東地震の震源域に加え関東北部までを震源域とするマグニチュード 8.7 の地震である。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した相模トラフ沿いの最大クラスの地震である。	30 年以内 ほぼ <u>0~0.5%</u> (2 千年から 3 千年あるいはそれ以上の発生間隔)	海溝型 (相模トラフ)
出典 神奈川県地震被害想定調査報告書 (令和7年3月)				出典 神奈川県地震被害想定調査報告書 (平成27年3月)			
2 想定地震の震源域 (略)				2 想定地震の震源域 (略)			
出典 地震被害想定調査報告書 (令和7年3月)				出典 地震被害想定調査報告書 (平成27年3月)			
3 被害想定結果 (1) 想定条件				3 被害想定結果 (1) 想定条件			
想定条件	季節	冬		想定条件	季節	冬	
	日	平日			日	平日	
	発生時間	午後6時			発生時間	午後6時	
	風速	<u>3.0</u> m/s			風速	<u>6.352</u> m/s	
	風向	北北東			風向	北北東	
	※風速、風向の観測点は「辻堂」				※風速、風向の観測点は「辻堂」		

新

旧

(2)被害想定結果

(2)被害想定結果

		都心南部 直下地震	三浦半 島断層 群の地 震	神奈川県 西部地震	東海地震	南海トラ フ巨大地 震	大正型関 東地震	元禄型関 東地震 (参考)	相模トラ フ沿いの 最大クラ スの地震 (参考)	
規模(マグニチュード)		7.3	7.0	6.7	8	9	8.2	8.5	8.7	
震度ランク		5強～ 6強	5強～ 6弱	5弱～ 6弱	5弱～ 6弱	5弱～ 6弱	6強～7	6強～7	6強～7	
建物 被害	全壊棟数 (棟)	140	0	0	0	0	12,740	12,740	17,680	
	半壊棟数 (棟)	1,890	570	60	190	250	14,300	14,300	15,910	
火災 被害	出火件数 (件)	*	0	0	0	0	70	70	110	
	残出火件数 (件)	*	0	0	0	0	50	50	90	
	焼失棟数 (棟)	120	*	0	0	0	6,250	6,270	10,470	
自力脱出困難者(人)		*	*	*	*	*	2,550	2,540	3,730	
帰宅困難者数	直後(人)	12,470	12,470	12,470	12,470	12,470	12,470	12,470	12,470	
	2日後(人)	2,300	930	90	10	10	8,070	8,070	10,060	
避難所避難者 数(人)	1～3日後 (人)	11,090	1,270	120	250	370	64,430	65,600	72,750	
	4日目～ 1週間後 (人)	1,270	430	100	220	260	53,810	56,510	65,350	
	1ヶ月後 (人)	760	260	40	120	140	32,180	32,310	35,170	
避難所外避難 者数(人)	1～3日後 (人)	7,390	850	80	160	240	42,910	43,140	46,980	
	4日目～ 1週間後 (人)	1,270	430	70	190	230	53,530	52,220	54,380	
	1ヶ月後 (人)	1,780	600	100	270	330	75,080	75,400	82,060	
要 配 慮 者	避難者 数(1～ 3日)	65歳以上 の単身高 齢者数 (人)	6,750	750	70	80	120	39,670	39,370	45,430
		要介護認 定者(人)	1,220	140	10	20	20	7,190	7,140	8,220
	避難者 数 (1ヶ月 後)	65歳以上 の単身高 齢者数(人)	1,310	350	60	120	150	45,840	45,420	47,610
		要介護認 定者(人)	240	60	10	20	30	8,220	8,150	8,570
人 的 被 害	死者 数 (人)	(津波含む)	0	0	0	0	0	600	2,160	3,660
		津波	0	0	0	*	*	40	1,600	2,890
	負傷 者数 (人)	(津波含む)	420	170	20	70	100	3,350	3,500	5,050
	重傷者数	0	0	0	0	0	180	200	300	
エレベーター停止台数(台)		20	40	10	20	30	150	150	290	

		都心南部 直下地震	三浦半 島断層 群の地 震	神奈川県 西部地震	東海地震	南海トラ フ巨大地 震	大正型関 東地震	元禄型関 東地震	相模トラ フ沿いの 最大クラ スの地震	
規模(マグニチュード)		7.3	7.0	6.7	8	9	8.2	8.5	8.7	
震度ランク		5強～ 6弱	5強～ 6弱	5弱～ 5強	5弱～ 5強	5弱～ 5強	6強～7	6強～7	7	
建物 被害	全壊棟数 (棟)	210	20	0	*	20	15,950	16,260	18,900	
	半壊棟数 (棟)	2,630	480	50	100	130	13,400	14,470	13,310	
火災 被害	出火件数 (件)	*	0	0	0	0	80	80	110	
	残出火件数 (件)	0	0	0	0	0	50	50	90	
	焼失棟数 (棟)	0	0	0	0	0	12,000	12,000	20,170	
自力脱出困難者(人)		450	*	0	0	0	2,870	2,870	4,270	
要 配 慮 者	避難者 数(1～ 3日)	高齢者数 (人)	450	80	20	30	30	13,070	13,380	15,520
		要介護3以 上(人)	100	20	*	*	*	3,010	3,080	3,570
	避難者 数 (1ヶ月 後)	高齢者数 (人)	450	80	*	20	30	10,950	11,010	13,130
		要介護3以 上(人)	100	20	*	*	*	2,520	2,530	3,020
人 的 被 害	死者 数 (人)	(津波含む)	10	*	30	*	*	940	2,660	2,340
		津波	0	0	30	*	*	150	1,870	1,210
	負傷 者数 (人)	(津波含む)	380	170	10	40	70	6,020	6,380	7,860
重傷者数		20	*	0	*	*	400	430	560	
エレベーター停止台数(台)		180	350	360	380	270	200	180	180	
ラ イ フ ラ イ ン	電力	停電軒数 (軒)	110,670	30	110,670	110,670	110,670	110,670	110,670	
	都市ガ ス	供給停止 件数(件)	0	0	0	0	0	64,950	64,950	
	L P ガ ス	容器被害 件数(本)	340	0	0	0	0	440	440	
	上水道	断水人口 (直 後)(人)	3,430	120	*	*	10	229,410	229,410	
	下水道	機能支障 人口(人)	7,040	3,890	1,820	2,420	2,660	24,560	24,560	
通信	不通回線 数(回線)	82,940	20	82,980	82,980	82,990	85,000	85,070		
避難所避難 者数(人)	1～3日後 (人)	2,920	530	110	190	230	84,960	87,490	102,420	
	1ヶ月後(人)	1,460	260	30	60	80	35,550	35,760	42,640	
帰宅困難者 数	直後(人)	6,390	6,390	6,390	6,390	6,390	6,390	6,390	6,390	
	2日後(人)	0	0	0	0	0	6,390	6,390	6,390	
災害廃棄物(万t)		12	2	*	*	1	427	435	561	

新										旧									
ライ フ ラ イ ン	電力	停電軒数 (軒)	690	210	1,850	1,850	1,850	82,430	82,430	149,770	避難所外避難者	1,950	350	60	110	140	56,530	57,300	65,570
	都市ガ ス	供給停止 件数(件)	*	*	*	*	*	70,280	70,280	70,280	*：わずか(計算上0.5以上10未満)								
	L P ガ ス	容器被害 件数(本)	230	*	*	*	*	470	470	660	出典 神奈川県地震被害想定調査報告書(平成27年3月)								
	上水道	断水人口 (直後) (人)	48,770	5,170	340	630	1,210	235,710	235,710	239,320									
	下水道	機能支障 人口(人)	7,680	5,180	3,310	3,320	3,340	37,250	37,250	39,650									
	通信	不通回線 数(回線)	850	140	1,130	1,130	1,130	71,940	72,680	94,040									
災害廃棄物(万t)			*	*	*	*	*	220	230	310									

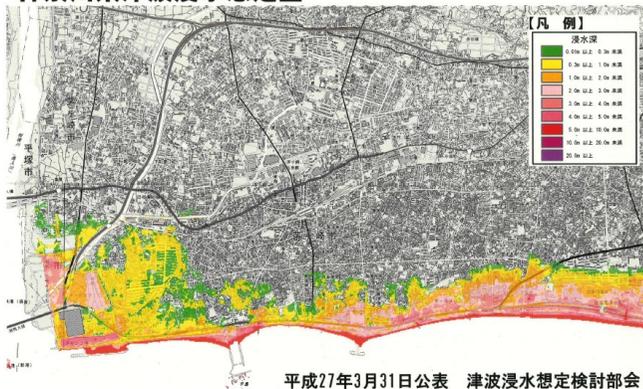
\*：わずか(計算上0.5以上10未満)  
出典 神奈川県地震被害想定調査報告書(令和7年3月)

## 第2 津波被害の想定

### 1 津波浸水予測の検証

県は、東日本大震災による津波被害を踏まえ、学識者等で構成する「津波浸水想定検討部会」を設置し、平成24年3月30日に新たな津波浸水予測図を公表しました。しかし、平成25年12月に内閣府が設置した「首都直下地震モデル検討会」から最新の科学的知見が示されたことから、想定外をなくすという考えのもと、平成27年3月31日に「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、津波高または浸水域が最大となる5つの地震による津波浸水想定を設定し、津波浸水想定図を公表しました。

神奈川県津波浸水想定図



## 第2 津波被害の想定

### 1 津波浸水予測の検証

県は、東日本大震災による津波被害を踏まえ、学識者等で構成する「津波浸水想定検討部会」を設置し、平成24年3月30日に新たな津波浸水予測図を公表しました。しかし、平成25年12月に内閣府が設置した「首都直下地震モデル検討会」から最新の科学的知見が示されたことから、想定外をなくすという考えのもと、平成27年3月31日に「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波浸水想定を設定し、津波浸水想定図を公表しました。

新				旧																																																													
<p><b>2 津波想定</b></p> <p>(1) <del>新たな</del>津波浸水予測図の地震・津波の考え方  <b>新たな</b>津波対策においては、平成23年9月に中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」により示された最大クラスの津波対策の考え方にに基づき、将来発生すると予想される津波のレベルを2段階に分け、各種対策を講じることとされました。  <u>津波のレベルは、概ね数百年から千年に1回程度発生する「発生頻度は極めて低い、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（L2津波）」と、概ね数十年から百数十年に1回程度発生する「発生頻度は高いものの津波高は低く海岸保全施設等の整備を行う上で検証の対象とする津波（L1津波）」に分けられ、本市では最大クラスの津波となる「相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）」を想定地震とし、住民避難を主軸にした対策を構築し、津波避難体制の整備を進めていきます。</u></p> <p>(2) 想定地震</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検討対象地震</th> <th>説明</th> <th>最大津波到達高等 (茅ヶ崎市)</th> <th>津波浸水想定 図の対象地震</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）</td> <td>(説明文 略)</td> <td>(略)</td> <td>※ ○</td> </tr> <tr> <td>②相模トラフ沿いの海溝型地震（中央型モデル）</td> <td>(説明文 略)</td> <td>(略)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>③西相模灘地震</td> <td>(説明文 略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④大正関東地震</td> <td>(説明文 略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤元禄関東地震</td> <td>(説明文 略)</td> <td>(略)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑥元禄関東地震と国府津-松田断層帯の連動地震</td> <td>(説明文 略)</td> <td>(略)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑦慶長型地震</td> <td>(説明文 略)</td> <td>(略)</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>				検討対象地震	説明	最大津波到達高等 (茅ヶ崎市)	津波浸水想定 図の対象地震	①相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）	(説明文 略)	(略)	※ ○	②相模トラフ沿いの海溝型地震（中央型モデル）	(説明文 略)	(略)	○	③西相模灘地震	(説明文 略)	(略)		④大正関東地震	(説明文 略)	(略)		⑤元禄関東地震	(説明文 略)	(略)	○	⑥元禄関東地震と国府津-松田断層帯の連動地震	(説明文 略)	(略)	○	⑦慶長型地震	(説明文 略)	(略)	○	<p><b>2 津波想定</b></p> <p>(1) <del>新たな</del>津波浸水予測図の地震・津波の考え方  <b>新たな</b>津波対策においては、平成23年9月に中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」により示された最大クラスの津波対策の考え方にに基づき、将来発生すると予想される津波のレベルを2段階に分け、各種対策を講じることとされました。  概ね数百年から千年に1回程度発生する「発生頻度は極めて低い、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波」と、概ね数十年から百数十年に1回程度発生する「発生頻度は高いものの津波高は低く海岸保全施設等の整備を行う上で検証の対象とする津波」に分け、<u>最大クラスの津波については、住民避難を主軸にした対策を構築し、避難体制の整備を進めていきます。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 想定地震</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検討対象地震</th> <th>説明</th> <th>最大津波到達高等 (茅ヶ崎市)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）</td> <td>(説明文 略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>②相模トラフ沿いの海溝型地震（中央型モデル）</td> <td>(説明文 略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>③西相模灘地震</td> <td>(説明文 略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>④大正関東地震</td> <td>(説明文 略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑤元禄関東地震</td> <td>(説明文 略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑥元禄関東地震と国府津-松田断層帯の連動地震</td> <td>(説明文 略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑦慶長型地震</td> <td>(説明文 略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑧明応型地震</td> <td>(説明文 略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			検討対象地震	説明	最大津波到達高等 (茅ヶ崎市)	①相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）	(説明文 略)	(略)	②相模トラフ沿いの海溝型地震（中央型モデル）	(説明文 略)	(略)	③西相模灘地震	(説明文 略)	(略)	④大正関東地震	(説明文 略)	(略)	⑤元禄関東地震	(説明文 略)	(略)	⑥元禄関東地震と国府津-松田断層帯の連動地震	(説明文 略)	(略)	⑦慶長型地震	(説明文 略)	(略)	⑧明応型地震	(説明文 略)	(略)
検討対象地震	説明	最大津波到達高等 (茅ヶ崎市)	津波浸水想定 図の対象地震																																																														
①相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）	(説明文 略)	(略)	※ ○																																																														
②相模トラフ沿いの海溝型地震（中央型モデル）	(説明文 略)	(略)	○																																																														
③西相模灘地震	(説明文 略)	(略)																																																															
④大正関東地震	(説明文 略)	(略)																																																															
⑤元禄関東地震	(説明文 略)	(略)	○																																																														
⑥元禄関東地震と国府津-松田断層帯の連動地震	(説明文 略)	(略)	○																																																														
⑦慶長型地震	(説明文 略)	(略)	○																																																														
検討対象地震	説明	最大津波到達高等 (茅ヶ崎市)																																																															
①相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）	(説明文 略)	(略)																																																															
②相模トラフ沿いの海溝型地震（中央型モデル）	(説明文 略)	(略)																																																															
③西相模灘地震	(説明文 略)	(略)																																																															
④大正関東地震	(説明文 略)	(略)																																																															
⑤元禄関東地震	(説明文 略)	(略)																																																															
⑥元禄関東地震と国府津-松田断層帯の連動地震	(説明文 略)	(略)																																																															
⑦慶長型地震	(説明文 略)	(略)																																																															
⑧明応型地震	(説明文 略)	(略)																																																															

新				旧		
⑧明応型地震	(説明文 略)	(略)				
⑨神奈川県西部地震	(説明文 略)	(略)		⑨神奈川県西部地震	(説明文 略)	(略)
<p>※「津波高さ」または「浸水域」が最大で、津波浸水想定図の基になる想定地震。</p>				<p><b>3 津波浸水予測図</b>  茅ヶ崎市津波ハザードマップ（平成24年6月作成）では、平成24年3月30日に県が示した津波浸水予測図をもとに、本市に甚大な被害をもたらすと予測されている慶長型地震、元禄型関東地震と神縄・国府津－松田断層帯地震の連動型地震南関東地震の浸水予測図を重ね合わせ、本市の最大の浸水深・区域を示しています。  なお、市は、平成27年3月31日に神奈川県が示した新たな津波浸水予測図をもとに、今後津波ハザードマップを改訂します。</p>		
(削除)						

新

旧



第1章 地震災害対策の計画的な推進

第5節 地震災害対策計画の推進主体とその役割

災害発生時には、市、防災関係機関、市民及び企業等が一致団結して連携した応急対策活動を行うことが重要です。迅速かつ円滑に応急対策活動を実施するため、それぞれの役割や責任を明確化し、災害対策基本法に基づいた、協力・

P 1 4

第1章 地震災害対策の計画的な推進

第5節 地震災害対策計画の推進主体とその役割

災害発生時には、市、防災関係機関、市民及び企業等が一致団結して連携した応急対策活動を行うことが重要です。迅速かつ円滑に応急対策活動を実施するため、それぞれの役割や責任を明確化し、災害対策基本法に基づいた、協力・支援

新	旧
<p>支援体制を確立した上で、平常時からの予防対策や災害時の応急対策活動等の<u>連携強化を図りつつ</u>、各種対策を実施するものとします。 (略)</p> <p>第2 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>2 指定公共機関及び指定地方公共機関 (略)</p> <p>(2) 電信電話機関 (<u>NTT東日本株式会社神奈川事業部、NTTドコモビジネス株式会社</u>、株式会社<u>NTT</u>ドコモ神奈川支店) (略)</p>	<p>体制を確立した上で、平常時からの予防対策、災害時の応急対策活動等、各種対策を実施するものとします。 (略)</p> <p>第2 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>2 指定公共機関及び指定地方公共機関 (略)</p> <p>(2) 電信電話機関 (<u>東日本電信電話株式会社神奈川事業部、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u>、株式会社<u>エヌ・ティ・ティ・ドコモ神奈川支店</u>) (略)</p>
<p>第1章 地震災害対策の計画的な推進 第8節 東日本大震災の教訓と継承 第3 帰宅困難者対策</p> <p>東日本大震災では、都内で鉄道等公共交通機関が運行停止となり、多数の帰宅困難者がまちにあふれ、駅やその周辺には多くの人が滞留する等の混乱が発生し、主要道路は、帰宅者の車等により大渋滞が起り、交通機能が滞りました。</p> <p>また、本市においても、JR東海道線やJR相模線の運行停止により、約600人の帰宅困難者が発生しました。</p> <p><u>令和7年</u>3月の神奈川県地震被害想定調査報告書では、県内で最大60万人を超える帰宅困難者が発生すると想定されており、本市でも<u>12,000</u>人を超える帰宅困難者が生じるものと想定されています。</p> <p>(略)</p>	<p>P25 第1章 地震災害対策の計画的な推進 第8節 東日本大震災の教訓と継承 第3 帰宅困難者対策</p> <p>東日本大震災では、都内で鉄道等公共交通機関が運行停止となり、多数の帰宅困難者がまちにあふれ、駅やその周辺には多くの人が滞留する等の混乱が発生し、主要道路は、帰宅者の車等により大渋滞が起り、交通機能が滞りました。</p> <p>また、本市においても、JR東海道線やJR相模線の運行停止により、約600人の帰宅困難者が発生しました。</p> <p><u>平成27年</u>3月の神奈川県地震被害想定調査報告書では、県内で最大60万人を超える帰宅困難者が発生すると想定されており、本市でも<u>6,000</u>人を超える帰宅困難者が生じるものと想定されています。</p> <p>(略)</p>
<p>第2章 災害に強い組織・人づくり 第2節 防災知識の普及・啓発 (略)</p> <p>第1 市民等に対する防災知識の普及・啓発 <u>企画政策部、くらし安心部、都市部、保健所</u></p>	<p>P30 第2章 災害に強い組織・人づくり 第2節 防災知識の普及・啓発 (略)</p> <p>第1 市民等に対する防災知識の普及・啓発 <u>企画政策部、くらし安心部、都市部</u></p>

新	旧
(略)	(略)
<p>第2章 災害に強い組織・人づくり 第4節 地域防災力の強化 (略) 【現状】 ○市には、現在1消防団本部と22分団(定員427人)が組織され、4地区(茅ヶ崎、鶴嶺、松林、小出)に分かれて活動を行っています。(令和7年4月1日現在) ○市内には、令和7年4月現在、135自主防災組織が結成され、各組織では、防災訓練の企画、実施、活動に必要な資機材の整備、活動マニュアルの作成等に取り組んでおり、市は、その活動を支援しています。 ○市は、平成13年度より、地域防災の担い手となる防災リーダーの養成研修を実施しており、令和8年2月現在、<u>○, ○○○</u>名(うち女性<u>○○○</u>名)の防災リーダーが自主防災組織等で活動しています。 (略) 第1 消防団の強化 <b>消防本部、消防団</b> (略) 3 消防団の訓練・研修 市は、地域防災力の中核である消防団の応急対応能力の向上を図るため、消防団員の能力(知識や技能、判断力など)及び資質を高める各種訓練に取り組み、更なる消防力の強化、ひいては地域防災力の強化に努めます。 また、消防団は自主防災組織や防災士等の多様な主体と連携して訓練を実施することで、地域防災力の強化に努めます。 (略)</p>	<p>P35 第2章 災害に強い組織・人づくり 第4節 地域防災力の強化 (略) 【現状】 ○市には、現在1消防団本部と22分団(定員427人)が組織され、4地区(茅ヶ崎、鶴嶺、松林、小出)に分かれて活動を行っています。(令和6年4月1日現在) ○市内には、令和6年4月現在、135自主防災組織が結成され、各組織では、防災訓練の企画、実施、活動に必要な資機材の整備、活動マニュアルの作成等に取り組んでおり、市は、その活動を支援しています。 ○市は、平成13年度より、地域防災の担い手となる防災リーダーの養成研修を実施しており、令和7年2月現在、<u>2, 754</u>名(うち女性<u>795</u>名)の防災リーダーが自主防災組織等で活動しています。 (略) 第1 消防団の強化 <b>消防本部、消防団</b> (略) 3 消防団の訓練・研修 市は、地域防災力の中核である消防団の応急対応能力の向上を図るため、消防団員の能力(知識や技能、判断力など)及び資質を高める各種訓練に取り組み、更なる消防力の強化、ひいては地域防災力の強化に努めます。 また、消防団は自主防災組織等と連携して訓練を実施することで、地域防災力の強化に努めます。 (略)</p>
<p>第2章 災害に強い組織・人づくり 第6節 防災訓練の実施 (略) 【現状】 ○市は、防災関係機関との協力連携のもと、災害対策本部運営訓練、津波対策訓</p>	<p>P42 第2章 災害に強い組織・人づくり 第6節 防災訓練の実施 (略) 【現状】 ○市は、防災関係機関との協力連携のもと、災害対策本部運営訓練、消防防災フ</p>

新	旧
<p><u>練</u>、消防防災フェスティバル、通信訓練等を実施しています。</p> <p>○略</p> <p><b>【課題】</b></p> <p>○略</p> <p>○略</p> <p>○略</p> <p>○略</p> <p>○略</p> <p>○略</p> <p><u>○津波対策訓練の実施にあたり、市民等の津波への意識向上及び避難行動の促進を図るとともに、避難情報の受伝達手段体制の整備や実践的な訓練の実施が必要です。</u></p> <p>○略 (略)</p> <p><b>第7 災害警備訓練</b> <b>茅ヶ崎警察署</b> 警察は、南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震災害発生時における災害警備活動の円滑な遂行を図るため、警備要員の招集、救出救助、交通規制等の訓練を実施します。</p> <p><b>第8 津波対策訓練</b> <b>くらし安心部、経済部、横須賀海上保安部湘南海上保安署、自主防災組織</b></p> <p><b>1 津波対策訓練の実施</b> 市は、津波に対する住民の自主的な避難行動や、<u>津波に対する</u>意識啓発を図るため、防災関係機関や<u>津波一時退避場所の指定先</u>等と連携し、海浜利用者や周辺自治会等の参加の下、<u>津波</u>情報<u>収集</u>伝達訓練や<u>津波</u>避難訓練を実施します。 また、自主防災組織は、市の津波対策訓練に積極的に参加するとともに、地域の特性に応じた実践的な避難訓練の実施に努めます。 (略)</p>	<p>フェスティバル、通信訓練等を実施しています。</p> <p>○略</p> <p><b>【課題】</b></p> <p>○略</p> <p>○略</p> <p>○略</p> <p>○略</p> <p>○略</p> <p>○(新設)</p> <p>○略 (略)</p> <p><b>第7 災害警備訓練</b> <b>茅ヶ崎警察署</b> 警察は、南海トラフ地震臨時情報発表及び地震災害発生時における災害警備活動の円滑な遂行を図るため、警備要員の招集、救出救助、交通規制等の訓練を実施します。</p> <p><b>第8 津波対策訓練</b> <b>くらし安心部、経済部、横須賀海上保安部湘南海上保安署</b></p> <p><b>1 津波対策訓練の実施</b> 市は、津波に対する住民の自主的な避難行動、<u>津波に対する</u>意識啓発を図るため、防災関係機関や<u>津波一時退避場所協定締結先</u>等と連携し、海浜利用者や周辺自治会等の参加の下、<u>津波に関する情報伝達訓練</u>や<u>避難訓練</u>を実施します。 また、自主防災組織は、市の津波対策訓練に積極的に参加するとともに、地域の特性に応じた実践的な避難訓練の実施に努めます。 (略)</p>
<p><b>第3章 災害に強いまちづくり</b></p>	<p>P 4 7 <b>第3章 災害に強いまちづくり</b></p>

新	旧
<p>第1節 防災空間の確保 (略)</p> <p>第3 避難場所等の指定 <u>くらし安心部、市民部、経済部、文化スポーツ部、福祉部、教育総務部、教育推進部</u> (略)</p> <p>1 指定緊急避難場所の指定 (略)</p> <p>(2) 津波 津波から身を守るための避難先として、耐震基準等を満たすとともに、<u>津波避難対象地域の区域外で、その近傍にある施設を指定します。</u> <del>ア 茅ヶ崎市津波ハザードマップに示された津波浸水想定区域外にある施設</del> <del>イ 想定される津波に対して安全な構造であるとともに、津波浸水想定区域内であっても想定水位以上の高さに避難スペースがあり、かつ当該スペースまでの有効な避難経路があること。</del></p> <p>(略)</p> <p>3 その他の避難所等の確保 (略)</p> <p>(2) 津波一時退避場所 <u>津波から身を守るためには、津波の高さより高い場所へ迅速に避難することが重要です。特に本市から震源が近い地震の場合は、地震発生後間もなく津波が襲来することが想定され、津波から迅速に避難する場所を確保する必要があります。</u> 本市の地形は、比較的平坦であり、地形を利用した避難場所の確保は困難な状況です。そのため、市は、津波からの一時的な退避場所を確保するため、市内の中高層建物の所有者等との協定締結を進めるとともに、必要な防災用備蓄資機材等の整備に努めます。</p> <p>(略)</p>	<p>第1節 防災空間の確保 (略)</p> <p>第3 避難場所等の指定 <u>くらし安心部、市民部、経済部、文化スポーツ部、福祉部、教育総務部、教育推進部</u> (略)</p> <p>1 指定緊急避難場所の指定 (略)</p> <p>(2) 津波 津波から身を守るための避難先として、耐震基準等を満たすとともに、<u>次のいずれかの基準に適合する施設を指定します。</u> <u>ア 茅ヶ崎市津波ハザードマップに示された津波浸水想定区域外にある施設</u> <u>イ 想定される津波に対して安全な構造であるとともに、津波浸水想定区域内であっても想定水位以上の高さに避難スペースがあり、かつ当該スペースまでの有効な避難経路があること。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 その他の避難所等の確保 (略)</p> <p>(2) 津波一時退避場所 <u>津波から身を守るためには、津波の高さより高い場所へ迅速に避難することが重要です。特に本市から震源が近い地震の場合は、地震発生後間もなく津波が襲来することが想定され、津波から迅速に避難する場所を確保する必要があります。</u> 本市の地形は、比較的平坦であり、地形を利用した避難場所の確保は困難な状況です。そのため、市は、津波からの一時的な退避場所を確保するため、市内の中高層建物の所有者等との協定締結を進めるとともに、必要な防災用備蓄資機材等の整備に努めます。</p> <p>(略)</p>
<p>第4章 平常時の対策 第1節 災害対策本部機能の強化</p>	<p>P 6 3 第4章 平常時の対策 第1節 災害対策本部機能の強化</p>

新	旧
<p><b>【現状】</b>  ○略  ○市は、防災関係機関と連携の強化を図るため、関係機関参加のもと、災害対策本部運営訓練、<u>津波対策訓練</u>、消防防災フェスティバル、災害情報受伝達訓練等を実施しています。  (略)</p>	<p><b>【現状】</b>  ○略  ○市は、防災関係機関と連携の強化を図るため、関係機関参加のもと、災害対策本部運営訓練、消防防災フェスティバル、災害情報受伝達訓練等を実施しています。  (略)</p>
<p>第4章 平常時の対策  第4節 医療救護・保健活動体制の充実  <b>【現状】</b>  ○略  ○略  ○神奈川県<u>災害時</u>保健医療救護計画により、市立病院は災害拠点病院として、茅ヶ崎徳洲会病院、湘南東部総合病院は災害協力病院として位置づけられています。  ○略  ○略  ○略  ○略  ○<u>令和〇年〇月時点</u>で、市内に特定医療費（指定難病）医療受給者が <u>〇, 〇〇〇人</u> おり、保健師等が患者・家族の支援を行っています。また、人工呼吸器を装着している方の災害時個別支援計画の作成を進めています。  ○略  ○略  ○略  (略)</p> <p>第5 茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議の開催 <b>保健所</b>  災害時に、速やかに会議を開催し、医療救護活動に関する情報共有、調整等を図れるよう、平時から災害時医療救護活動の推進に必要な事項の意見交換、情報共有等を行うとともに、必要な訓練等を企画、実施しま</p>	<p>P 6 9  第4章 平常時の対策  第4節 医療救護・保健活動体制の充実  <b>【現状】</b>  ○略  ○略  ○神奈川県保健医療救護計画により、市立病院は災害拠点病院として、茅ヶ崎徳洲会病院、湘南東部総合病院は災害協力病院として位置づけられています。  ○略  ○略  ○略  ○略  ○<u>令和6年3月時点</u>で、市内に特定医療費（指定難病）医療受給者が <u>1, 843人</u> おり、保健師等が患者・家族の支援を行っています。また、人工呼吸器を装着している方の災害時個別支援計画の作成を進めています。  ○略  ○略  ○略  (略)</p> <p>第5 茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議の開催 <b>保健所</b>  災害時に、速やかに会議を開催し、医療救護活動に関する情報共有、調整等を図れるよう、平時から災害時医療救護活動の推進に必要な事項の意見交換、情報共有等を行うとともに、必要な訓練等を企画、実施しま</p>

新	旧
<p>す。 また、県保健医療福祉調整本部との連絡体制を強化します。 (略)</p>	<p>す。 また、県保健医療調整本部との連絡体制を強化します。 (略)</p>
<p>第4章 平常時の対策 第5節 津波対策 【現状】 ○市は、神奈川県が平成27年3月31日に作成した津波浸水想定を基に津波ハザードマップを作成し、浸水想定区域や基準水位、避難方法等について周知しています。 ○略 ○略  (略) 【取り組みの方向】 第1 津波に関する防災知識の普及・啓発 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">くらし安心部、経済部、自主防災組織</span> (略) 1 津波ハザードマップを活用した避難方法等の周知・啓発 市は、国や県の最新の知見等を踏まえた津波ハザードマップを作成し、市民等に配布することにより、津波が発生した場合の浸水想定区域や基準水位、避難方法等の周知・啓発に努めます。  第2 津波情報伝達体制の整備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">くらし安心部、消防本部、消防団</span> 1 津波情報伝達体制の確立 市及び防災関係機関は、全国瞬時警報システム、防災行政用無線、広報車、消防車両等、多様な情報伝達手段を活用した津波情報の伝達体制及び避難対策の充実を図り、災害時に市民や海浜利用者が迅速かつ安全な避難を実施できるよう、速やかに避難指示を発令する体制を確立します。 また、日本サーフィン連盟（NSA）湘南茅ヶ崎支部等の協力による津波フラッグの掲示等、視覚に訴える情報伝達を図ります。</p>	<p>P72 第4章 平常時の対策 第5節 津波対策 【現状】 ○市は、神奈川県が作成した津波浸水予測図を基に津波ハザードマップを作成し、浸水想定区域や避難方法等について周知しています。  ○略 ○略  (略) 【取り組みの方向】 第1 津波に関する防災知識の普及・啓発 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">くらし安心部、経済部、自主防災組織</span> (略) 1 津波ハザードマップの作成及び配布 市は、県が作成した津波浸水予測図に基づき、津波ハザードマップを作成し、市民等に配布することにより、津波が発生した場合の浸水想定区域や避難方法等の周知・啓発に努めます。  第2 津波情報伝達体制の整備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">くらし安心部、消防本部、消防団</span> 1 津波情報伝達体制の確立 市及び防災関係機関は、全国瞬時警報システム、防災行政用無線、広報車、消防車両等、多様な情報伝達手段を活用した津波情報の伝達体制及び避難対策の充実を図り、災害時に市民が迅速かつ安全な避難を実施できるよう、速やかに避難指示を発令する体制を確立します。 また、日本サーフィン連盟（NSA）湘南茅ヶ崎支部等の協力による津波フラッグの掲示等、視覚に訴える情報伝達を図ります。</p>

新	旧		
<p><b>第3 津波避難対策 <u>くらし安心部</u></b></p> <p><b>1 茅ヶ崎市津波避難計画の策定</b>  市は、津波対策の推進に関する法律に基づき、市民等の津波避難行動の考え方や市の津波対策の体制など、市民等の迅速かつ円滑な避難を確保するために必要な事項を定めた津波避難計画を策定します。  津波避難計画は、県の津波浸水想定の見直しや津波避難訓練で明らかになった課題、社会的条件の変化等を踏まえ、必要に応じて見直します。</p> <p><b>第4 要配慮者の津波避難対策 <u>くらし安心部、福祉部、こども育成部、消防本部、保健所、教育総務部、教育推進部、要配慮者利用施設、配備職員、自主防災組織</u></b></p> <p><b>1 避難情報等の発令体制の整備</b>  市は、津波からの避難の必要性があると認めるときは、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、避難情報等を的確に発令できるよう、その体制を整備します。  また、避難支援の関係者に対する関連情報の提供体制についても整備します。</p> <p><b>2 要配慮者利用施設に対する津波注意報等に関する情報等の伝達体制の整備</b>  市は、津波防災地域づくりに関する法律第53条に基づき定める、津波災害警戒区域内における社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）でその利用者の迅速かつ円滑な避難の確保を図る必要があると認める要配慮者利用施設（以下、「本計画資料編に定める要配慮者利用施設」という。）の所有者又は管理者に対し、津波注意報等に関する情報等を伝達するため、その体制を整備します。  (1) 要配慮者利用施設等の範囲</p> <table border="1" data-bbox="212 1236 1115 1417"> <tr> <td data-bbox="212 1236 436 1417">要配慮者施設の範囲</td> <td data-bbox="436 1236 1115 1417"> 1 高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障がい児・者施設等の社会福祉施設（※1）  2 病院、診療所の医療施設（有床に限る。）  3 幼稚園及び学校（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校） </td> </tr> </table>	要配慮者施設の範囲	1 高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障がい児・者施設等の社会福祉施設（※1） 2 病院、診療所の医療施設（有床に限る。） 3 幼稚園及び学校（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
要配慮者施設の範囲	1 高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障がい児・者施設等の社会福祉施設（※1） 2 病院、診療所の医療施設（有床に限る。） 3 幼稚園及び学校（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）		

新	旧										
<p>前記「要配慮者利用施設の範囲」表中（※1）の、具体的な施設の種類の、概ね次のとおりとします。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="208 316 432 534"><u>高齢者施設</u></td> <td data-bbox="432 316 1115 534"><u>特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス、老人短期入所施設、老人福祉センター、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、有料老人ホーム、高齢者保養研修施設、認知症高齢者グループホーム、老人デイサービスセンター、複合型サービス</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 534 432 571"><u>保護施設</u></td> <td data-bbox="432 534 1115 571"><u>救護施設、更生施設、医療保護施設</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 571 432 794"><u>児童福祉施設等</u></td> <td data-bbox="432 571 1115 794"><u>保育園、認可外保育施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童更正施設、児童家庭支援センター、放課後児童クラブ、盲・ろうあ児施設、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 794 432 1233"><u>障がい児・者施設等</u></td> <td data-bbox="432 794 1115 1233"><u>生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、施設入所支援事業所、地域活動支援センター、障害者小規模通所施設、身体障害者福祉センター、障害者更生センター、補装具製作施設、点字図書館、聴覚障害者情報提供施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、知的障害者小規模通所授産施設、福祉ホーム、障害者ショートステイセンター、中途障害者地域活動センター、障害者地域活動ホーム、総合リハビリテーションセンター、地域療育センター、障害者グループホーム</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 1233 432 1380"><u>その他社会福祉施設</u></td> <td data-bbox="432 1233 1115 1380"><u>社会福祉センター、地域ケアプラザ、福祉保健活動拠点、福祉保健研修交流センター、福祉機器支援センター、無料低額診療施設、隣保館、宿泊施設、地域子育て支援拠点</u></td> </tr> </table>	<u>高齢者施設</u>	<u>特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス、老人短期入所施設、老人福祉センター、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、有料老人ホーム、高齢者保養研修施設、認知症高齢者グループホーム、老人デイサービスセンター、複合型サービス</u>	<u>保護施設</u>	<u>救護施設、更生施設、医療保護施設</u>	<u>児童福祉施設等</u>	<u>保育園、認可外保育施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童更正施設、児童家庭支援センター、放課後児童クラブ、盲・ろうあ児施設、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所</u>	<u>障がい児・者施設等</u>	<u>生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、施設入所支援事業所、地域活動支援センター、障害者小規模通所施設、身体障害者福祉センター、障害者更生センター、補装具製作施設、点字図書館、聴覚障害者情報提供施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、知的障害者小規模通所授産施設、福祉ホーム、障害者ショートステイセンター、中途障害者地域活動センター、障害者地域活動ホーム、総合リハビリテーションセンター、地域療育センター、障害者グループホーム</u>	<u>その他社会福祉施設</u>	<u>社会福祉センター、地域ケアプラザ、福祉保健活動拠点、福祉保健研修交流センター、福祉機器支援センター、無料低額診療施設、隣保館、宿泊施設、地域子育て支援拠点</u>	
<u>高齢者施設</u>	<u>特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス、老人短期入所施設、老人福祉センター、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、有料老人ホーム、高齢者保養研修施設、認知症高齢者グループホーム、老人デイサービスセンター、複合型サービス</u>										
<u>保護施設</u>	<u>救護施設、更生施設、医療保護施設</u>										
<u>児童福祉施設等</u>	<u>保育園、認可外保育施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童更正施設、児童家庭支援センター、放課後児童クラブ、盲・ろうあ児施設、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所</u>										
<u>障がい児・者施設等</u>	<u>生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、施設入所支援事業所、地域活動支援センター、障害者小規模通所施設、身体障害者福祉センター、障害者更生センター、補装具製作施設、点字図書館、聴覚障害者情報提供施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、知的障害者小規模通所授産施設、福祉ホーム、障害者ショートステイセンター、中途障害者地域活動センター、障害者地域活動ホーム、総合リハビリテーションセンター、地域療育センター、障害者グループホーム</u>										
<u>その他社会福祉施設</u>	<u>社会福祉センター、地域ケアプラザ、福祉保健活動拠点、福祉保健研修交流センター、福祉機器支援センター、無料低額診療施設、隣保館、宿泊施設、地域子育て支援拠点</u>										
<p><b>3 避難誘導体制の整備</b></p>											

新	旧
<p>市は、要配慮者に対する避難誘導を的確に行うため、自主防災組織と連携を図ります。</p> <p><b>4 要配慮者利用施設利用者の避難確保体制の整備</b> 津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の避難確保の体制整備を図ります。</p> <p><b>第5 要配慮者利用施設における安全確保</b> <b>くらし安心部、要配慮者利用施設所管部、要配慮者利用施設</b></p> <p>津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設は、その利用者の安全確保を図るとともに、施設そのものの災害に対する安全性を高めることが重要です。</p> <p><b>1 安全確保対策</b></p> <p>(1) 要配慮者施設の安全対策 市は、要配慮者利用施設について、できるだけ浸水の危険性が低い場所に立地するように整備するものとし、やむを得ず設置する場合は、施設の耐浪化、非常電源の設置場所の工夫、必要な物資の備蓄など防災力の向上を図るよう努めます。</p> <p>(2) 防災教育・訓練の充実 施設管理者は、職員や利用者が津波発生時の安全確保に必要な基礎的知識を習得するために、定期的に防災教育を実施します。また、職員や利用者が災害時の切迫した状況下でも適切な行動が取れるよう、各施設の構造や利用者の状況に応じた防災訓練を定期的に実施します。</p> <p><b>2 避難確保計画の作成</b> 本計画資料編に定める要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、津波防災地域づくりに関する法律第71条に基づき、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成（以下「避難確保計画」という。）等を行います。</p> <p>(1) 避難確保計画の作成 本計画資料編に定める要配慮者利用施設は、津波防災地域づくりに関する法律第71条に基づき、次に掲げる内容を定めた避難確保計画を作成します。</p> <p>ア 津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項 イ 津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する</p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>事項</u></p> <p><u>ウ 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項</u></p> <p><u>エ その他、避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項</u></p> <p><u>(2) 避難訓練の実施</u></p> <p><u>当該要配慮者利用施設は、津波防災地域づくりに関する法律第71条の2に基づき、避難確保計画に定める避難誘導等に関する訓練を実施します。</u></p> <p><b>3 避難確保計画の作成等に係る支援・点検体制</b></p> <p><u>(1) 避難確保計画作成に係る支援・点検体制</u></p> <p><u>国、県、市は、協力・連携し、「避難確保計画の作成・活用の手引き(令和4年3月 国土交通省 水管理・国土保全局)」を参考とした避難確保計画の作成支援・点検等の体制を構築します。</u></p> <p><u>(2) 避難確保計画作成に係る勧告</u></p> <p><u>市は、津波防災地域づくりに関する法律第71条の3に基づき、本計画資料編に定める要配慮者利用施設のうち避難確保計画を作成していない場合において、必要があると認めるときは、所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成を促すため、必要な指示を行います。</u></p> <p><b>第6 津波防護施設及び設備の整備</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">くらし安心部、消防本部</span></p> <p>市及び県は、沿岸住民、海浜利用者の安全確保を第一に考え、地域の特性、景観、利用実態に合わせた、津波防護施設の整備を計画的に進めます。</p> <p><b>1 津波一時退避場所の確保</b></p> <p>津波から身を守るためには、<u>基準水位</u>より高い場所へ迅速に避難することが重要です。特に本市から震源が近い地震の場合は、地震発生後間もなく津波が襲来することが想定されます。迅速に津波から避難する場所が必要となりますが、本市の地形は、比較的平坦であり地形を利用した避難場所の確保は困難な状況です。</p> <p>このため、市は、<u>避難対象地域及びその近傍</u>の中高層建物の所有者等に協力を求め、津波襲来時の一時退避場所の確保に努めます。</p> <p>また、<u>避難対象地域及びその近傍に位置する</u>自主防災組織は、地域内の</p>	<p><b>第3 津波防災施設及び設備の整備</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">くらし安心部、消防本部</span></p> <p>市及び県は、沿岸住民、海浜利用者の安全確保を第一に考え、地域の特性、景観、利用実態に合わせた、津波防災施設の整備を計画的に進めます。</p> <p><b>1 津波一時退避場所の確保</b></p> <p>津波から身を守るためには、<u>津波の高さ</u>より高い場所へ迅速に避難することが重要です。特に本市から震源が近い地震の場合は、地震発生後間もなく津波が襲来することが想定されます。迅速に津波から避難する場所が必要となりますが、本市の地形は、比較的平坦であり地形を利用した避難場所の確保は困難な状況です。</p> <p>このため、市は、<u>市内</u>の中高層建物の所有者等に協力を求め、津波襲来時の一時退避場所の確保に努めます。</p> <p>また、自主防災組織は、地域内のマンション等、避難に有効な高層建造</p>

新	旧
<p>マンション等、避難に有効な高層建造物について市へ情報提供を行うとともに、地域としての働きかけ等を積極的にいき、市と連携し、津波一時退避場所の拡充に努めます。</p> <p>(略)</p>	<p>物について市へ情報提供を行うとともに、地域としての働きかけ等を積極的にいき、市と連携し、津波一時退避場所の拡充に努めます。</p> <p>(略)</p>
<p>第4章 平常時の対策 第6節 避難対策</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 略</li> <li>○ 市は、災害の種別に応じた指定緊急避難場所や<u>指定一般避難所、指定福祉避難所</u>を災害対策基本法に基づき指定しています。</li> <li>○ 略</li> <li>○ 略</li> <li>○ 略</li> <li>○ 略</li> <li>○ <u>能登半島地震では、キッチンカーやトイレカー、ランドリーカー等の災害対応車両による温かい食事や快適なトイレ等の提供を通じて、避難生活環境の改善が図られました。国は、能登半島地震を踏まえて、令和7年6月に「災害対応車両登録制度」を構築し、災害対応車両を平時から登録・データベース化することで発災時に迅速に車両が提供される取り組みを進めています。</u></li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 略</li> <li>○ <u>発災時に災害登録車両の迅速かつ円滑な受け入れを実施することで、避難所の質的な向上を図る必要があります。</u></li> </ul> <p>(略)</p>	<p>P 7 4</p> <p>第4章 平常時の対策 第6節 避難対策</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 略</li> <li>○ 市は、災害の種別に応じた指定緊急避難場所や<u>指定避難所</u>を災害対策基本法に基づき指定しています。</li> <li>○ 略</li> <li>○ 略</li> <li>○ 略</li> <li>○ 略</li> </ul> <p><u>(新規)</u></p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 略</li> <li>○ <u>(新規)</u></li> </ul> <p>(略)</p>

新	旧
<p>第2 避難所運営体制の強化 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">くらし安心部、文化スポーツ部、保健所、配備職員、自主防災組織</span> (略)</p> <p>3 男女共同参画等の視点に配慮した生活環境の確保 「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」(平成25年6月、内閣府男女共同参画局)や「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」(令和2年5月、内閣府男女共同参画局)を踏まえ、<u>男女のニーズの違いのほか、多様な主体のニーズに配慮した避難所運営となるよう、次の項目を避難所運営マニュアルに位置づけます。</u></p> <p><u>(1) 男女のニーズに関する配慮</u></p> <p>ア <u>女性や子育て家庭の避難所運営委員会への参画</u> イ <u>女性や子どもに対する暴力等の予防のための取組</u> ウ <u>男女別の更衣室、物干し場、入浴施設、トイレ</u> エ <u>授乳室等の整備</u></p> <p><u>(2) 良好な生活環境</u></p> <p>ア <u>プライバシーの確保の工夫</u> イ <u>ユニバーサルデザイン(男女共用)や快適なトイレの設置</u> ウ <u>相談スペースや学習スペース等の確保</u></p> <p>(略)</p> <p>第6 災害対応車両の受け入れ体制の整備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">くらし安心部</span></p> <p>1 <u>災害対応車両の受け入れに向けた情報収集</u> 市は、避難所及び避難生活の質の向上を実現するため、災害対応車両検査システム(D-TRACE)を活用し、平常時からキャンピングカーやトレーラーハウス、シャワーカー等の避難生活の環境改善に資する車両情報の収集に努めます。</p> <p>2 <u>災害対応車両の受け入れ体制の整備</u> 市は、災害対応車両の円滑な受け入れができるよう、必要とする車両やその要請の方法・手順、配置する拠点、付随する必要な資機材等の検討を行います。</p>	<p>第2 避難所運営体制の強化 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">くらし安心部、文化スポーツ部、保健所、配備職員、自主防災組織</span> (略)</p> <p>3 男女共同参画の視点に配慮した生活環境の確保 「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」(平成25年6月、内閣府男女共同参画局)や「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」(令和2年5月、内閣府男女共同参画局)を踏まえ、<u>男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営となるよう女性の避難所運営委員会への参画、女性や子どもに対する暴力等の予防のための取組や、プライバシーの確保の工夫、男女別の更衣室や物干し場、入浴施設、トイレの男女別の設置やユニバーサルデザイン(男女共用)のトイレの設置、授乳室等の整備、女性用物資の配布方法等の配慮、安心して相談等のできるスペースの確保等について避難所運営マニュアルに位置づけます。</u></p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>第7 応急仮設住宅の整備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">くらし安心部、都市部、建設部</span> (略)</p> <p>第8 避難計画の策定 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">くらし安心部</span> (略)</p>	<p>第6 応急仮設住宅の整備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">くらし安心部、都市部、建設部</span> (略)</p> <p>第7 避難計画の策定 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">くらし安心部</span> (略)</p>
<p>第4章 平常時の対策 第7節 帰宅困難者対策 【現状】 ○神奈川県地震被害想定調査結果では、冬の18時に想定地震が発生した場合には、本市で<u>12,000</u>人を超える帰宅困難者が発生すると想定されています。 (略)</p>	<p>P77 第4章 平常時の対策 第7節 帰宅困難者対策 【現状】 ○神奈川県地震被害想定調査結果では、冬の18時に想定地震が発生した場合には、本市で<u>6,000</u>人を超える帰宅困難者が発生すると想定されています。 (略)</p>
<p>第4章 平常時の対策 第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給対策 【現状】 ○市は、災害に備え、乾燥米飯や毛布、トイレ、<u>簡易ベッド、入浴設備等の物資</u>を災害時に避難所となる公立小・中学校や総合体育館、茅ヶ崎公園野球場及び北部備蓄倉庫等に備蓄しています。</p> <p>○ 略 ○ 略 ○ 略 ○ 略 ○ 略 ○ 略</p> <p>【課題】 ○市は、<u>必要となる備蓄量の推計及びその確保に努めるとともに、備蓄物資を計画的に更新する必要があります。また、季節性を考慮し、要配慮者等に配</u></p>	<p>P81 第4章 平常時の対策 第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給対策 【現状】 ○市は、災害に備え、乾燥米飯、毛布及びトイレ等を災害時に避難所となる公立小・中学校や総合体育館、茅ヶ崎公園野球場及び北部備蓄倉庫等に備蓄しています。</p> <p>○ 略 ○ 略 ○ 略 ○ 略 ○ 略 ○ 略</p> <p>【課題】 ○市は、備蓄物資を計画的に更新するとともに、季節性を考慮し、要配慮者等に配慮した備蓄を進める必要があります。</p>

新	旧
<p><u>慮した物資を備蓄する必要があります。</u></p> <p>○ 略 ○ 略 ○ 略 ○ 略 ○ 略 ○ 略</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 飲料水の備蓄及び確保 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">くらし安心部、文化スポーツ部、建設部、<del>下水</del></span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"><del>道河川部</del>、教育総務部、<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">県企業庁茅ヶ崎水道営業所</span></span></p> <p>(略)</p> <p>2 飲料水の確保</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>市は、応急給水用の飲料水袋、給水タンク、ろ過装置等の防災用資機材の整備に努めるとともに、取扱方法の周知に努めます。</u></p> <p>(3) <u>神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所（以下「水道営業所」という。）は、飲料水の調達体制を整備するとともに、市と受け入れに関する調整を行います。</u></p> <p>3 配水池からの給水</p> <p><u>水道営業所は、断水時における配水池からの給水方法や輸送ルート等について検討します。</u></p> <p>(略)</p> <p>第5 <u>防災に必要な物資の公表</u> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">くらし安心部</span></p> <p><u>市は、防災に必要な物資の数量について、年1回、市ホームページで公表します。</u></p> <p>第6 自己備蓄の推進 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">くらし安心部</span></p> <p>(略)</p> <p>第7 防災備蓄倉庫の管理 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">くらし安心部</span></p>	<p>○ 略 ○ 略 ○ 略 ○ 略 ○ 略 ○ 略</p> <p>【取り組みの方向】</p> <p>第1 飲料水の備蓄及び確保 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">くらし安心部、文化スポーツ部、建設部、<del>下水</del></span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"><del>道河川部</del>、教育総務部</span></p> <p>(略)</p> <p>2 飲料水の確保</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>市は、神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所（以下「水道営業所」という。）や協定を締結する民間施設等からの飲料水の調達体制を整備します。</u></p> <p>(3) <u>市は、応急給水用として飲料水袋、給水タンク、ろ過装置等の防災用資機材の整備に努めるとともに、取扱方法の周知に努めます。</u></p> <p>3 配水池からの給水</p> <p><u>市は、断水時の配水池からの給水方法等について、体制を整えます。</u></p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>第5 自己備蓄の推進 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">くらし安心部</span></p> <p>(略)</p> <p>第6 防災備蓄倉庫の管理 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">くらし安心部</span></p>

新	旧
<p>(略)</p> <p><b>第8 物資供給体制の整備</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">くらし安心部、経済部、神奈川県トラック協会</span></p> <p>(略)</p> <p><b>4 物資拠点および効率的な運営体制の確保</b></p> <p>市は、救援物資を迅速かつ効率的に輸送するため、物資拠点から避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておきます。</p> <p>また、物資拠点の効率的な運営を実現するため、運送事業者等と協定を締結し、運営に必要な人員や資機材、<u>車両</u>等の確保に努めます。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><b>第7 物資供給体制の整備</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">くらし安心部、経済部、神奈川県トラック協会</span></p> <p>(略)</p> <p><b>4 物資拠点および効率的な運営体制の確保</b></p> <p>市は、救援物資を迅速かつ効率的に輸送するため、物資拠点から避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておきます。</p> <p>また、物資拠点の効率的な運営を実現するため、運送事業者等と協定を締結し、運営に必要な人員や資機材等の確保に努めます。</p> <p>(略)</p>
<p><b>第4章 平常時の対策</b></p> <p><b>第10節 教育・保育対策</b></p> <p><b>【現状】</b></p> <p>○略</p> <p>○略</p> <p>○略</p> <p>○市には指定等文化財として、<u>令和〇年〇月〇日時点</u>で国指定〇件、県指定〇件、市指定〇〇件、国登録〇件の文化財があるほか、博物館などの施設には未指定の文化財が収蔵されています。文化財パトロールなどを通じて、文化財の情報の把握に努めています。</p> <p>(略)</p>	<p>P 8 4</p> <p><b>第4章 平常時の対策</b></p> <p><b>第10節 教育・保育対策</b></p> <p><b>【現状】</b></p> <p>○略</p> <p>○略</p> <p>○略</p> <p>○市には指定等文化財として、<u>令和6年3月7日時点</u>で国指定5件、県指定9件、市指定31件、国登録6件の文化財があるほか、博物館などの施設には未指定の文化財が収蔵されています。文化財パトロールなどを通じて、文化財の情報の把握に努めています。</p> <p>(略)</p>
<p><b>第4章 平常時の対策</b></p> <p><b>第13節 ライフライン等の応急復旧対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第7 通信サービス</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">NTT東日本(株)神奈川事業部</span></p> <p><u>NTT東日本</u>(株)神奈川事業部は、災害等が発生又は発生するおそれがある場合において、電気通信設備等の被害を防御し又は被害の拡大を防止するために、平時から応急用資機材及び災害対策機器の配備、復旧体制の整備に努めます。</p>	<p>P 9 0</p> <p><b>第4章 平常時の対策</b></p> <p><b>第13節 ライフライン等の応急復旧対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第7 通信サービス</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">東日本電信電話(株)神奈川事業部</span></p> <p><u>東日本電信電話</u>(株)神奈川事業部は、災害等が発生又は発生するおそれがある場合において、電気通信設備等の被害を防御し又は被害の拡大を防止するために、平時から応急用資機材及び災害対策機器の配備、復旧体制の整備に努めます。</p>

新	旧
<p>また、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努めます。</p> <p>(略)</p>	<p>また、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努めます。</p> <p>(略)</p>
<p><b>第4章 平常時の対策</b>  <b>第17節 ボランティアの受入体制の充実強化</b>  <b>【現状】</b>  ○阪神・淡路大震災では、多くのボランティアやボランティア団体が活発に活動し、ボランティア活動の重要性が社会に再認識されました。<u>令和6年能登半島地震では、発災直後から豊富な支援経験を有するボランティア団体が被災地で様々な支援を実施し、被災地の人々の生活再建等に貢献してきました。</u>  ○略  ○略  <u>○国は、被災者援護協力団体制度を創設し、平素から登録団体の情報をデータベースで広く公開することで、自治体とNPO・ボランティア団体との連携強化の構築を図っています。</u>  <b>【課題】</b>  ○略  ○略  ○略  ○略  ○略  <u>○発災時に被災者援護協力団体の迅速かつ円滑な受け入れを実施することで、避難所生活の向上及び避難者の生活改善を図る必要があります。</u>  (略)</p> <p><b>第6 被災者援護協力団体との連携 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">くらし安心部、各部</span></b>  <b>1 被災者援護協力団体の受け入れに向けた情報収集</b>  <u>市は、発災時に被災者が専門性を活かした多様な支援を受けられるようにするため、被災者援護協力団体として登録されるNPO・ボランティア団体の情報を活用し、平常時から各団体に関する情報の収集に努めます。</u></p>	<p>P96  <b>第4章 平常時の対策</b>  <b>第17節 ボランティアの受入体制の充実強化</b>  <b>【現状】</b>  ○阪神・淡路大震災では、多くのボランティアやボランティア団体が活発に活動し、ボランティア活動の重要性が社会に再認識され、その後発生した新潟県中越沖地震や東日本大震災等の大災害においても災害救援を行うボランティア活動等は被災地の人々の生活再建等に貢献してきました。  ○略  ○略  <u>(新規)</u>  <b>【課題】</b>  ○略  ○略  ○略  ○略  ○略  <u>(新設)</u>  (略)  <u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><b>2 被災者援護協力団体の受け入れ体制の整備</b>  <u>市は、専門性のある支援を迅速に受け入れられるよう、被災者援護協力団体の受け入れに必要な拠点の選定やその要請の方法・手順、調整手段等の検討を行います。</u></p>	
<p>第4章 平常時の対策  第18節 災害廃棄物等の処理対策  【現状】  ○神奈川県による地震被害想定調査報告書では、本市においても最大で<u>200</u>万トンを超える災害廃棄物等の発生が想定されます。  (略)  <b>第3 災害廃棄物等の処理・処分計画の策定等</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">環境部</span>  市は、神奈川県災害廃棄物処理計画（平成29年3月 神奈川県）を踏まえ、茅ヶ崎市災害廃棄物処理計画（令和2年3月）に基づき、災害によって生じた災害廃棄物の一時保管場所となる仮置場の配置や災害廃棄物の処理・処分を定める等、災害時における応急体制の整備に努めます。  <u>また、必要に応じて当該計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めます。</u>  (略)</p>	<p>P98  第4章 平常時の対策  第18節 災害廃棄物等の処理対策  【現状】  ○神奈川県による地震被害想定調査報告書では、本市においても最大で<u>400</u>万トンを超える災害廃棄物等の発生が想定されます。  (略)  <b>第3 災害廃棄物等の処理・処分計画の策定等</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">環境部</span>  市は、神奈川県災害廃棄物処理計画（平成29年3月 神奈川県）を踏まえ、茅ヶ崎市災害廃棄物処理計画（令和2年3月）に基づき、災害によって生じた災害廃棄物の一時保管場所となる仮置場の配置や災害廃棄物の処理・処分を定める等、災害時における応急体制の整備に努めます。  (略)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動  第1節 災害対策本部の設置及び運営  (略)  <b>第1 災害対策本部組織</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">統括調整部各班、くらし安心部</span>  (略)  <b>2 災害対策本部</b>  市長は、<u>大規模な地震や火災、津波等の災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは</u>、災害対策基本法第23条の2第1項に基づき、災害対策本部を設置して事態に対処します。設置した場合、直ちに県及び防災関係機関に通知するとともに、市庁舎入口に災害対策本部の掲示をします。</p>	<p>P106  第5章 災害時の応急対策活動  第1節 災害対策本部の設置及び運営  (略)  <b>第1 災害対策本部組織</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">統括調整部各班、くらし安心部</span>  (略)  <b>2 災害対策本部</b>  市長は、<u>本市で震度5弱以上を観測したとき、大規模な地震による広域火災が発生したとき、又は必要と認めるときは</u>、災害対策基本法第23条の2第1項に基づき、災害対策本部を設置して事態に対処します。設置した場合、直ちに県及び防災関係機関に通知するとともに、市庁舎入口に災害対策本部</p>

新				旧			
<p>災害対策本部長（以下「本部長」という。）は市長とします。</p> <p>(1) 災害対策本部設置基準  災害対策本部は、災害対策基本法第23条の2第1項の規定により市長が必要と認めたときに設置します。設置基準はおおむね次のとおりです。  ア 本市で震度5弱以上を観測したとき  <u>イ 相模湾・三浦半島に大津波警報又は津波警報が発表されたとき</u>  <u>ウ</u> 大規模な地震による広域火災が発生したとき  <u>エ</u> その他市長が必要と認めたとき</p> <p>(略)</p> <p>4 配備体制  (1) 略  (2) 配備体制の一般基準は次のとおりです。</p>				<p>の掲示をします。  災害対策本部長（以下「本部長」という。）は市長とします。</p> <p>(1) 災害対策本部設置基準  災害対策本部は、災害対策基本法第23条の2第1項の規定により市長が必要と認めたときに設置します。設置基準はおおむね次のとおりです。  ア 本市で震度5弱以上を観測したとき  <u>(新設)</u>  <u>イ</u> 大規模な地震による広域火災が発生したとき  <u>ウ</u> その他市長が必要と認めたとき</p> <p>(略)</p> <p>4 配備体制  (3) 略  (4) 配備体制の一般基準は次のとおりです。</p>			
区分	種別	配備体制	配備時期	区分	種別	配備体制	配備時期
設置前 災害対策本部	事前配備	情報の収集及び連絡体制をとるとともに、応急対策準備に必要な職員を配備する体制とする。	1 気象警報 <u>又は津波警報若しくは津波注意報</u> が発表され、災害の発生するおそれが予見されるとき。 2 本市で震度4を観測したとき。 <u>3 相模湾・三浦半島に津波注意報が発表されたとき。</u> <u>4</u> その他状況により必要があるとき。	設置前 災害対策本部	事前配備	情報の収集及び連絡体制をとるとともに、応急対策準備に必要な職員を配備する体制とする。	1 気象警報又は津波警報若しくは津波注意報が発表され、災害の発生するおそれが予見されるとき。 2 本市で震度4を観測したとき。 <u>(新設)</u>  <u>3</u> その他状況により必要があるとき。
災害対策本部設置	第1号配備	局地的な災害に直ちに対処できる必要な職員を動員する体制とする。	市内に局地的な災害が発生し、又は発生するおそれが高いときで、本部長が必要と認めたとき。	災害対策本部設置	第1号配備	局地的な災害に直ちに対処できる必要な職員を動員する体制とする。	市内に局地的な災害が発生し、又は発生するおそれが高いときで、本部長が必要と認めたとき。
	第2号配備	1 第1号配備体制を強化するとともに、拡大しつつある災害に対処	<u>1 相模湾・三浦半島に津波警報が発表されたとき。</u>		第2号配備	1 第1号配備体制を強化するとともに、拡大しつつある災害に対処	<u>(新設)</u>

新				旧			
		できる体制とする。 2 第1号配備体制で班員が一部動員された班にあつては、班員の全員を動員する。	<u>2</u> 市内の広域に災害が拡大し、又は大規模な局地的災害の発生が予見され、本部長が必要と認めたとき。			できる体制とする。 2 第1号配備体制で班員が一部動員された班にあつては、班員の全員を動員する。	市内の広域に災害が拡大し、又は大規模な局地的災害の発生が予見され、本部長が必要と認めたとき。
	第3号配備	全職員をもって当たる完全な体制とし、状況により各班が直ちに活動できる体制とする。	1 本市で震度5弱以上を観測したとき。 <u>2 相模湾・三浦半島に大津波警報が発表されたとき。</u> <u>3</u> 市内の全域に災害が発生したとき。 <u>4</u> その他状況により本部長が必要と認めたとき。		第3号配備	全職員をもって当たる完全な体制とし、状況により各班が直ちに活動できる体制とする。	1 本市で震度5弱以上を観測したとき。 <u>(新設)</u>  <u>2</u> 市内の全域に災害が発生したとき。 <u>3</u> その他状況により本部長が必要と認めたとき。
(略)				(略)			
第5章 災害時の応急対策活動 第2節 災害情報の受伝達 (略) 第2 災害時の広報 <b>総括・情報班、企画政策部、くらし安心部、消防部、防災関係機関</b> (略) 2 広報手段 災害情報を広く確実に伝達するため、また、停電や機器・システム等に予期せぬトラブル等があることも想定し、共通の情報を可能な限り多様な伝達手段で伝達することとします。 そのために、防災行政用無線等、情報の受け手側の能動的な操作を伴わず、必要な情報が自動的に配信されるタイプの伝達手段であるPUSH型の伝達手段を活用します。ただし、PUSH型の伝達手段のうち、屋外拡声器を用いた防災行政用無線(同報系)での伝達については、音声による伝達が難しい面もあることから、戸別受信機、防災ラジオ、緊急速報メール、ちがさきメール配信サービス、 <u>LINE</u> 等の屋内で受信可能な手段を組み合わせ				P110 第5章 災害時の応急対策活動 第2節 災害情報の受伝達 (略) 第2 災害時の広報 <b>総括・情報班、企画政策部、くらし安心部、消防部、防災関係機関</b> (略) 2 広報手段 災害情報を広く確実に伝達するため、また、停電や機器・システム等に予期せぬトラブル等があることも想定し、共通の情報を可能な限り多様な伝達手段で伝達することとします。 そのために、防災行政用無線等、情報の受け手側の能動的な操作を伴わず、必要な情報が自動的に配信されるタイプの伝達手段であるPUSH型の伝達手段を活用します。ただし、PUSH型の伝達手段のうち、屋外拡声器を用いた防災行政用無線(同報系)での伝達については、音声による伝達が難しい面もあることから、戸別受信機、防災ラジオ、緊急速報メール、ちがさきメール配信サービス等の屋内で受信可能な手段を組み合わせ			

新	旧
<p>配信します。 (略)</p> <p>(1) 防災行政用無線、<u>戸別受信機</u>、<u>防災ラジオ</u>、X (旧ツイッター)、緊急速報メール、t v k (地上デジタル放送によるデータ文字放送)、防災ラジオ、災害情報共有システム (Lアラート) ※、<u>L I N E</u>等の即時性の高い情報発信 (略)</p> <p><b>第4 通信手段の確保</b> <u>総括・情報班</u> (略)</p> <p><b>1 災害時の通信連絡</b> (1) 略 (2) 加入電話を使用する場合には、回線の状況により <u>NTT東日本</u> (株)等が指定した災害時優先電話を利用します。 (略)</p> <p><b>第6 <u>NTT東日本</u>(株)の措置</b> <u>NTT東日本(株)神奈川事業部</u> <u>NTT東日本</u>(株)は、災害時における通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図るため、次の措置をとります。 (略)</p>	<p>す。 (略)</p> <p>(1) 防災行政用無線、<u>地域情報配信システム</u>、X (旧ツイッター)、緊急速報メール、t v k (地上デジタル放送によるデータ文字放送)、防災ラジオ、災害情報共有システム (Lアラート) ※等の即時性の高い情報発信 (略)</p> <p><b>第4 通信手段の確保</b> <u>総括・情報班</u> (略)</p> <p><b>1 災害時の通信連絡</b> (1) 略 (2) 加入電話を使用する場合には、回線の状況により <u>東日本電信電話</u>(株)等が指定した災害時優先電話を利用します。 (略)</p> <p><b>第6 <u>東日本電信電話</u>(株)の措置</b> <u>東日本電信電話(株)神奈川事業部</u> <u>東日本電信電話</u>(株)は、災害時における通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図るため、次の措置をとります。 (略)</p>
<p><b>第5章 災害時の応急対策活動</b> <b>第4節 医療救護・保健活動</b> (略)</p> <p><b>第1 市立病院の活動</b> <u>市立病院部</u> 市立病院は、災害拠点病院として、災害時における地域医療の中核的役割を果たし、県保健医療<u>福祉</u>調整本部や医療機関、医療救護所と連携し、的確な医療救護活動を実施します。</p> <p><b>1 医療救護活動</b> (1) 市立病院は、発災後直ちに院内状況等を調査しEMISへ入力します。 なお、被災が甚だしく医療機関としての活動が不可能な場合は、県保健医療<u>福祉</u>調整本部、茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議及び同一ブロック</p>	<p>P 1 1 8</p> <p><b>第5章 災害時の応急対策活動</b> <b>第4節 医療救護・保健活動</b> (略)</p> <p><b>第1 市立病院の活動</b> <u>市立病院部</u> 市立病院は、災害拠点病院として、災害時における地域医療の中核的役割を果たし、県保健医療調整本部や医療機関、医療救護所と連携し、的確な医療救護活動を実施します。</p> <p><b>1 医療救護活動</b> (1) 市立病院は、発災後直ちに院内状況等を調査しEMISへ入力します。 なお、被災が甚だしく医療機関としての活動が不可能な場合は、県保健医療調整本部、茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議及び同一ブロック (湘</p>

新	旧
<p>(湘南東部二次保健医療圏)内の他の災害拠点病院等に速やかにその旨を報告します。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 市立病院は、県保健医療福祉調整本部と連携し、被災地内での医療救護活動を実施するほか、DMATの派遣受援体制の整備や、重傷病者の広域医療搬送等の広域的な連携による柔軟な医療救護活動を実施します。</p> <p>(略)</p>	<p>南東部二次保健医療圏)内の他の災害拠点病院等に速やかにその旨を報告します。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 市立病院は、県保健医療調整本部と連携し、被災地内での医療救護活動を実施するほか、DMATの派遣受援体制の整備や、重傷病者の広域医療搬送等の広域的な連携による柔軟な医療救護活動を実施します。</p> <p>(略)</p>
<p><b>第2 災害協力病院の活動</b> <b>災害協力病院</b></p> <p>災害協力病院は、災害拠点病院における対応に準じ、災害拠点病院のバックアップ体制に参加し、傷病者等を受け入れるとともに医療救護活動に協力します。</p> <p>災害協力病院の管理者は、発災後直ちに院内状況等を調査し、その結果についてEMISへ入力します。被災が甚だしく医療機関としての活動が不可能な場合は、県保健医療福祉調整本部、茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議及び二次保健医療圏内の災害拠点病院等に速やかにその旨を報告します。</p>	<p><b>第2 災害協力病院の活動</b> <b>災害協力病院</b></p> <p>災害協力病院は、災害拠点病院における対応に準じ、災害拠点病院のバックアップ体制に参加し、傷病者等を受け入れるとともに医療救護活動に協力します。</p> <p>災害協力病院の管理者は、発災後直ちに院内状況等を調査し、その結果についてEMISへ入力します。被災が甚だしく医療機関としての活動が不可能な場合は、県保健医療調整本部、茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議及び二次保健医療圏内の災害拠点病院等に速やかにその旨を報告します。</p>
<p><b>第3 茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議の活動</b> <b>保健所部</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 県保健医療福祉調整本部に対し、必要となる保健医療活動チームのうち都道府県医療救護班、JMAT (<a href="#">Japan Medical Association Team: 日本医師会災害医療チーム</a>)、日本赤十字社救護班、<a href="#">JDAT (Japan Dental Alliance Team: 日本災害歯科支援チーム)</a> 及び薬剤師チーム等 (以下、「都道府県医療救護班等」という。) の派遣、医薬品の確保、血液製剤の供給等に関する要請を行うこと</p>	<p><b>第3 茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議の活動</b> <b>保健所部</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 県保健医療調整本部に対し、必要となる保健医療活動チームのうち都道府県医療救護班、JMAT、日本赤十字社救護班及び薬剤師チーム (以下、「都道府県医療救護班等」という。) の派遣、医薬品の確保、血液製剤の供給等に関する要請を行うこと</p>
<p><b>第4 医療救護活動</b> <b>救援物資対策班、保健医療対策班、保健所部、医療関係団体、医療機関、薬品会社、消防部</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1 医療救護活動体制</b></p> <p>災害状況に応じて、医療救護所の開設場所の選定や、医療関係団体への要</p>	<p><b>第4 医療救護活動</b> <b>救援物資対策班、保健医療対策班、保健所部、医療関係団体、医療機関、薬品会社、消防部</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1 医療救護活動体制</b></p> <p>災害状況に応じて、医療救護所の開設場所の選定や、医療関係団体への要</p>

新

員の派遣要請を実施します。

また、市内の医療機関の被災状況、診療状況を把握し、被災者や医療機関、医療救護所に情報提供するとともに、医療機関や医療救護所の医療救護活動を支援します。

なお、市のみでは医療救護活動の実施が困難であると茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議が判断したときは、県保健医療福祉調整本部に対し、都道府県医療救護班等の派遣要請を行います。

市は、大規模災害が発生した場合、必要に応じて医療救護班を編成し、医療救護所へ派遣します。

(略)

### 5 医薬品等の確保

(略)

#### (1) 医薬品等の搬送

市は、救護所等で必要となる医薬品の搬送を行います。

#### 【医薬品等の確保の基本的な流れ】

【医薬品等の確保の基本的な流れ】

- ① 医療機関・薬局・救護所等
  - ・ 医療機関及び薬局は、発災後は平時に取引のある納入業者（医薬品卸売販売業、医療機器販売業、医療ガス販売業等）と連絡体制を確認し、災害時における受発注体制を整備する。
  - ・ 市町村は、救護所に必要な医薬品について、備蓄医薬品等の活用及び調達計画に基づき調達する。
  - ・ 医薬品等の発注では、各病院等の役割等に応じて過剰な発注にならないよう努める。
  - ・ 医薬品等の不足により供給要請が必要な場合、地域災害医療対策会議等に要請を行う。（救護所は市町村を経由）
- ② 地域災害医療対策会議等
  - ・ 市町村等から要請があるなど医薬品等が不足する場合は、県保健医療福祉調整本部（薬剤師・医薬品等調整担当）に要請のあった医薬品等の供給を要請する。
- ③ 県保健医療福祉調整本部
  - ・ 地域災害医療対策会議等から供給要請のあった医薬品等については、県医薬品卸業協会等と協定に基づく医薬品等供給の調整を行い、医療機関等への供給要請を行う。
- ④ 県医薬品卸業協会等
  - ・ 医薬品卸売業者等に依頼し、医療機関等に医薬品等を供給する。

出典 神奈川県災害時保健医療救護計画（令和7年3月）

旧

員の派遣要請を実施します。

また、市内の医療機関の被災状況、診療状況を把握し、被災者や医療機関、医療救護所に情報提供するとともに、医療機関や医療救護所の医療救護活動を支援します。

なお、市のみでは医療救護活動の実施が困難であると茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議が判断したときは、県保健医療調整本部に対し、都道府県医療救護班等の派遣要請を行います。

市は、大規模災害が発生した場合、必要に応じて医療救護班を編成し、医療救護所へ派遣します。

(略)

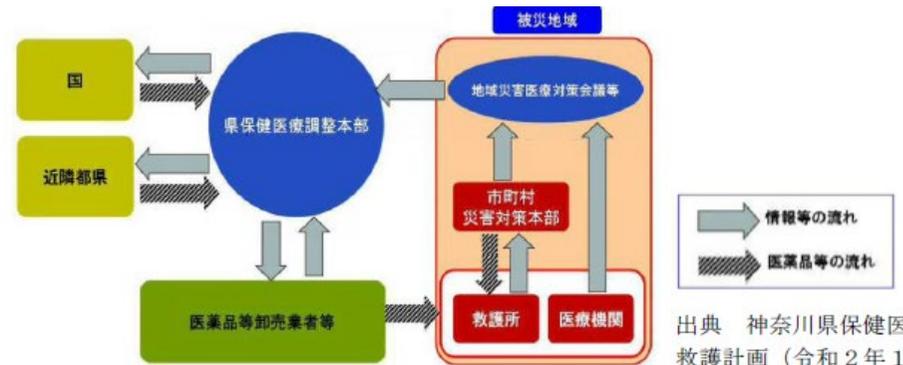
### 5 医薬品等の確保

(略)

#### (1) 医薬品等の搬送

医薬品等の搬送は、救援物資対策班に手配を依頼します。

#### 【医薬品等の調達系統】



出典 神奈川県保健医療救護計画（令和2年10月）

新

(2) 血液の確保

医療機関から要請があった場合、市は、茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議を通じて、県保健医療福祉調整本部に血液製剤の確保を要請します。

【血液製剤等の確保の基本的な流れ】

【血液製剤の確保の基本的な流れ】

- ① 医療機関
  - ・ 医療機関は、神奈川県赤十字血液センターとの連絡体制を確認し、通信が可能な場合は、平時と同様に血液センターから供給を受ける。
  - ・ 血液センターとの連絡が取れない場合は、災害拠点病院については、血液センターが巡回供給を行う。
  - ・ 巡回供給が出来ないときや、災害拠点病院以外の場合は、地域災害医療対策会議等に供給を要請する。
- ② 救護所
  - ・ 血液製剤の供給要請が必要な場合、市町村を經由して地域災害医療対策会議等に要請を行う。
- ③ 地域災害医療対策会議等
  - ・ 医療機関等からの供給要請を収集し、県保健医療福祉調整本部（薬剤師・医薬品等調整担当）に供給要請を行う。
- ④ 県保健医療福祉調整本部
  - ・ 地域災害医療対策会議等から供給要請のあった血液製剤について、血液センターと協定に基づく血液製剤供給の調整を行い、医療機関等への供給要請を行う。
- ⑤ 神奈川県赤十字血液センター
  - ・ 医療機関等に血液製剤を供給する。

出典 神奈川県災害時保健医療救護計画（令和7年3月）

(略)

第5 DMATとの連携 消防部、保健所部、市立病院部

(略)

2 DMAT調整本部

DMAT調整本部は、大規模災害発生直後から急性期までの間、県保健医療福祉調整本部長の指揮下で、県内で活動する全てのDMAT等を統括します。

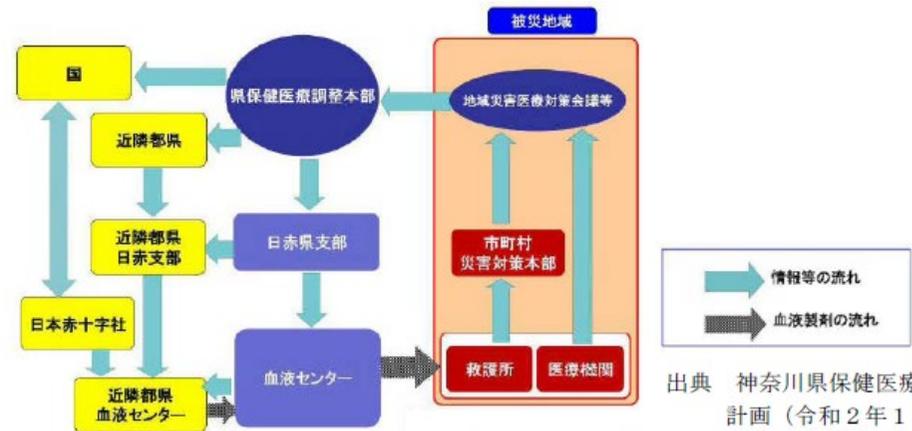
(略)

旧

(2) 血液の確保

医療機関から要請があった場合、市は、茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議を通じて、県保健医療調整本部に血液製剤の確保を要請します。

【医薬品等の調達系統】



出典 神奈川県保健医療救護計画（令和2年10月）

(略)

第5 DMATとの連携 消防部、保健所部、市立病院部

(略)

2 DMAT調整本部

DMAT調整本部は、大規模災害発生直後から急性期までの間、県保健医療調整本部長の指揮下で、県内で活動する全てのDMAT等を統括します。

(略)

新	旧
<p>第6 DPATとの連携 <b>保健所部</b></p> <p>(略)</p> <p>2 DPAT調整本部</p> <p>DPAT調整本部は、大規模災害発生直後から慢性期までの間、県保健医療福祉調整本部長の指揮下で、神奈川県内で活動する全てのDPAT等を統括します。</p> <p>(略)</p> <p>第7 DHEATの活動 <b>保健所部</b></p> <p>(略)</p> <p>1 DHEATの活動</p> <p>(1) 県保健医療福祉調整本部における指揮調整機能の後方支援</p> <p>(2) 保健所の指揮調整機能の後方支援</p> <p>(略)</p>	<p>第6 DPATとの連携 <b>保健所部</b></p> <p>(略)</p> <p>2 DPAT調整本部</p> <p>DPAT調整本部は、大規模災害発生直後から慢性期までの間、県保健医療調整本部長の指揮下で、神奈川県内で活動する全てのDPAT等を統括します。</p> <p>(略)</p> <p>第7 DHEATの活動 <b>保健所部</b></p> <p>(略)</p> <p>1 DHEATの活動</p> <p>(1) 県保健医療調整本部における指揮調整機能の後方支援</p> <p>(2) 保健所の指揮調整機能の後方支援</p> <p>(略)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第5節 津波対策</p> <p>第2 津波情報の伝達 <b>総括・情報班、企画政策部、くらし安心部、消防部、消防団、横浜地方気象台</b></p> <p>1 津波情報の受伝達</p> <p>(略)</p> <p>(2) 広報活動</p> <p>市は、津波警報・大津波警報が発表された場合は、防災行政用無線等を通じて、気象業務法に従ったサイレンにより、直ちに市民に伝達します。</p> <p>また、津波の規模を踏まえ、避難対象地域の市民に対して迅速な避難を呼びかけるために、直ちに避難指示を発令します。</p> <p>さらに、広報車、消防車両やSNS・ホームページ、地域情報配信システム等あらゆる手段を用いて広報活動を行います。</p> <p>(略)</p> <p>2 海面監視</p> <p>市は、本市で震度4以上の地震を観測した場合又は「相模湾・三浦半島」</p>	<p>P125</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第5節 津波対策</p> <p>第2 津波情報の伝達 <b>総括・情報班、企画政策部、くらし安心部、消防部、消防団、横浜地方気象台</b></p> <p>1 津波情報の受伝達</p> <p>(略)</p> <p>(2) 広報活動</p> <p>市は、津波警報・大津波警報が発表された場合は、防災行政用無線等を通じて、気象業務法に従ったサイレンにより、直ちに市民に伝達します。</p> <p>また、津波の規模と避難対象地域等を集約し、市民の迅速な避難を呼びかけるために、必要に応じ避難指示を発令します。</p> <p>さらに、広報車、消防車両や地域情報配信システム等あらゆる手段を用いて広報活動を行います。</p> <p>(略)</p> <p>2 海面監視</p> <p>市は、本市で震度4以上の地震を観測した場合又は「相模湾・三浦半島」</p>

新	旧
<p>に津波注意報等が発表された場合には防災行政用無線による広報及び海面監視を実施します。</p> <p>海面監視においては、<u>津波監視カメラ</u>による海岸映像の確認、<u>津波高所見張り場所</u>からの監視及び巡回監視等としますが、津波の到達時間を考慮して、監視職員の安全確保を第一に実施します。</p> <p>また、市は、監視により異常を認めた場合、又は危険が生じるおそれがある場合は、速やかに沿岸住民や海浜利用者等に対し、津波に関する情報を伝達し、必要に応じ避難指示を発令します。</p> <p>なお、避難指示の発令を判断する場合において、必要に応じて関係機関に助言を求めます。</p> <p><b>第3 <u>津波避難対策</u> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">総括・情報班、避難所対策班、企画政策部、くらし安心部</span></b></p> <p><u>津波避難対象地域の指定や津波一時退避場所の指定、津波避難路の指定その他の避難対策に関する事項については、茅ヶ崎市津波避難計画に定めま</u> <u>す。</u></p> <p><b>1 <u>避難行動</u></b></p> <p><u>津波発生時の避難行動は、大津波警報、津波警報、津波注意報の各種情報を一刻も早く捉え、避難対象地域の区域外へ避難することを基本としますが、避難対象地域の区域外への避難が困難な場合は、避難対象地域内の津波避難ビル・津波避難地に避難することも含まれます。</u></p> <p><b>2 <u>避難情報等の発令</u></b></p> <p><u>避難情報等の発令は、本章第2節「第1 地震や津波に関する情報等の受伝達」により行います。</u></p> <p><b>3 <u>津波一時退避場所等への避難</u></b></p> <p><u>指定緊急避難場所（津波）及び市と津波一時退避場所に係る協定を締結しているマンション・企業等は、「相模湾・三浦半島」への津波警報・大津波警報の発表とともに避難者の受入れを行い、市はその状況を把握し、津波に関する情報を適時防災行政用無線等により周知します。</u></p> <p>（略）</p>	<p>に津波注意報等が発表された場合には防災行政用無線による広報及び海面監視を実施します。</p> <p>海面監視においては、<u>海面監視カメラ</u>による海岸映像の確認、<u>高所からの監視及び巡回監視等</u>としますが、津波の到達時間を考慮して、監視職員の安全確保を第一に実施します。</p> <p>また、市は、監視により異常を認めた場合、又は危険が生じるおそれがある場合は、速やかに沿岸住民や海浜利用者等に対し、津波に関する情報を伝達し、必要に応じ避難指示を発令します。</p> <p>なお、避難指示の発令を判断する場合において、必要に応じて関係機関に助言を求めます。</p> <p><b>第3 <u>津波一時退避場所への避難</u> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">総括・情報班、避難所対策班、企画政策部、くらし安心部</span></b></p> <p><u>避難所及び市と津波一時退避に係る協定を締結しているマンション・企業等は、「相模湾・三浦半島」への津波警報・大津波警報の発表とともに避難者の受入れを行い、市はその状況を把握し、津波に関する情報を適時防災行政用無線等により周知します。</u></p> <p>（略）</p>
	P 1 2 8

新	旧
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第6節 避難対策</p> <p>(略)</p> <p>第3 避難所の開設・運営 <u>総括・情報班、避難所対策班、福祉部、保健所部、教育部、配備職員、自主防災組織</u></p> <p>(略)</p> <p>1 避難所の開設</p> <p>(1) 避難所</p> <p>ア <u>指定一般</u>避難所は公立小・中学校32校とし、災害の状況、規模等に応じて開設します。</p> <p>イ 公立小・中学校のみで避難者の収容が困難なときは、<u>二次避難所等</u>を開設します。</p> <p>(ア) 避難所として受入れが可能な公共施設</p> <p>(イ) 県立高等学校<u>及び特別支援学校</u></p> <p>(ウ) 協定を締結している私立学校</p> <p>(エ) 協定を締結している企業等</p> <p><u>(オ) 指定福祉避難所</u></p> <p><u>(カ) 協定を締結している社会福祉施設及び特別支援学校</u></p> <p>(略)</p> <p>第6 要配慮者及び避難行動要支援者支援対策 <u>避難所対策班、要配慮者対策班、文化スポーツ部、福祉部、こども育成部、保健所部、消防部、茅ヶ崎警察署</u></p> <p>2 避難所における要配慮者に対する支援</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市は、避難所内の一般避難スペースでの生活が困難な障がい者や高齢者等については、<u>心身の状態や災害関連死のリスク等を踏まえ、指定福祉避難所</u>や福祉避難所に係る協定を締結している特別養護老人ホーム等の社会福祉施設に施設の被災状況や収容可能人数を確認の上、障がい者や高齢者等の受入れを依頼します。</p> <p>また、福祉避難所が収容能力を超えた場合、又は対応が困難な要配慮者については、県に対し、必要な措置を要請します。</p> <p>(略)</p>	<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第6節 避難対策</p> <p>(略)</p> <p>第3 避難所の開設・運営 <u>総括・情報班、避難所対策班、保健所部、教育部、配備職員、自主防災組織</u></p> <p>(略)</p> <p>1 避難所の開設</p> <p>(1) 避難所</p> <p>ア 避難所は公立小・中学校32校とし、災害の状況、規模等に応じて開設します。</p> <p>イ 公立小・中学校のみで避難者の収容が困難なときは、<u>二次避難所等</u>を開設します。</p> <p>(ア) 避難所として受入れが可能な公共施設</p> <p>(イ) 県立高等学校<u>及び特別支援学校</u></p> <p>(ウ) 協定を締結している私立学校</p> <p>(エ) 協定を締結している企業等</p> <p><u>(オ) 協定を締結している社会福祉施設</u></p> <p>(略)</p> <p>第6 要配慮者及び避難行動要支援者支援対策 <u>避難所対策班、要配慮者対策班、文化スポーツ部、福祉部、こども育成部、保健所部、消防部、茅ヶ崎警察署</u></p> <p>2 避難所における要配慮者に対する支援</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市は、避難所内の一般避難スペースでの生活が困難な障がい者や高齢者等については、福祉避難所に係る協定を締結している特別養護老人ホーム等の社会福祉施設に施設の被災状況や収容可能人数を確認の上、障がい者や高齢者等の受入れを依頼します。</p> <p>また、福祉避難所が収容能力を超えた場合、又は対応が困難な要配慮者については、県に対し、必要な措置を要請します。</p> <p>(略)</p>

新	旧
<p>第9 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">被災者生活再建対策班、福祉部、都市部、建設部</span></p> <p>(略)</p> <p>1 実施機関</p> <p>(1) 災害救助法が適用された場合 同法に基づき県が行います。ただし、被害の程度等により県から委任された<u>事務については</u>、市が行います。</p> <p>(2) 災害救助法が適用されない場合 同法が適用されない場合は、被災者に対する<u>仮設住宅等</u>の建設及び住宅の応急修理は、市が実施します。</p> <p>(略)</p> <p>2 応急仮設住宅必要戸数の把握</p> <p>(略)</p> <p>(2) 公営住宅等の活用 市及び県は、応急仮設住宅として利用可能な<u>民間賃貸住宅等や公営住宅の空き</u>戸数を調査します。</p> <p>(略)</p> <p>4 応急仮設住宅への入居者募集及び運営管理 市及び県は、応急仮設住宅への入居者募集を行います。その際、<u>建設型応急住宅については</u>、避難行動要支援者優先の観点から、入居者の優先順位を設定して選考します。 また、運営管理にあたっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成に努めるとともに、男女共同参画<u>等</u>の視点に配慮し、<u>女性や子ども、若者等</u>の多様な生活者の意見を反映できるよう配慮します。</p>	<p>第9 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">被災者生活再建対策班、福祉部、都市部、建設部</span></p> <p>(略)</p> <p>1 実施機関</p> <p>(1) 災害救助法が適用された場合 同法に基づき県が行います。ただし、被害の程度等により県から委任されたときは、市が行います。</p> <p>(2) 災害救助法が適用されない場合 同法が適用されない場合は、被災者に対する<u>応急仮設住宅</u>の建設及び住宅の応急修理は、市が実施します。</p> <p>(略)</p> <p>2 応急仮設住宅必要戸数の把握</p> <p>(略)</p> <p>(2) 公営住宅等の活用 市及び県は、応急仮設住宅として利用可能な<u>公営住宅及び民間賃貸住宅等</u>の戸数を調査します。</p> <p>(略)</p> <p>4 応急仮設住宅への入居者募集及び運営管理 市及び県は、応急仮設住宅への入居者募集を行います。その際、避難行動要支援者優先の観点から、入居者の優先順位を設定して選考します。  また、運営管理にあたっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成に努めるとともに、男女共同参画の視点に配慮し、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮します。</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動</p> <p>(略)</p> <p>第1 飲料水の調達・供給 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">救援物資対策班、経済部、文化スポーツ部、<u>下水</u></span></p>	<p>P 1 4 2</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動</p> <p>(略)</p> <p>第1 飲料水の調達・供給 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">救援物資対策班、経済部、文化スポーツ部、<u>下水</u></span></p>

新	旧
<p><b>道河川部、県企業庁茅ヶ崎水道営業所、自衛隊</b> (略)</p> <p>2 飲料水の調達活動 市は、飲料水兼用貯水槽や耐震性プール、配水池の水の活用を図るとともに、水道営業所や協定を締結する民間施設等からの飲料水の調達を迅速に行います。</p> <p>3 飲料水の供給活動 市及び水道営業所は、<u>応急給水マニュアル</u>に基づき市民に対し飲料水を供給します。</p> <p>(1) 給水方法</p> <p><del>ア 避難所における給水 市は、避難所の耐震性プールの水をろ過装置等の使用により、飲料水として確保し、市民に対し給水を行います。</del></p> <p>ア 飲料水兼用貯水槽による給水 市は、自主防災組織等と連携し、必要に応じ飲料水兼用貯水槽から市民に対し給水を行います。</p> <p>イ 給水拠点による給水 <u>水道営業所は、配水池等で飲料水を確保するとともに、市の要請に基づき、市が指定する応急給水拠点に飲料水を運搬します。</u> <u>市は、給水拠点の場所については、防災行政用無線等を活用し、市民に周知します。</u></p> <p>(2) 応援要請 市及び水道営業所は、飲料水が不足し、確保が必要なときは、次の応援要請を行います。 (略)</p>	<p><b>道河川部、県企業庁茅ヶ崎水道営業所、自衛隊</b> (略)</p> <p>2 飲料水の調達活動 市は、飲料水兼用貯水槽や耐震性プール、配水池の水の活用を図るとともに、水道営業所や協定を締結する民間施設等からの飲料水の調達を迅速に行います。</p> <p>3 飲料水の供給活動 市は、次の方法により給水方針に基づき市民に対し供給します。</p> <p>(1) 給水方法</p> <p>ア 避難所における給水 市は、避難所の耐震性プールの水をろ過装置等の使用により、飲料水として確保し、市民に対し給水を行います。</p> <p>イ 飲料水兼用貯水槽による給水 市は、自主防災組織等と連携し、必要に応じ飲料水兼用貯水槽から市民に対し給水を行います。</p> <p>ウ 給水拠点による給水 市は、<u>応急給水拠点を定め、水道営業所等の協力のもと、配水池等の取水場所から給水車、給水タンク等により飲料水を確保し、市民に対し給水を行います。</u> 給水拠点の場所については、防災行政用無線等を活用し、市民に周知します。</p> <p>(2) 応援要請 市は、飲料水が不足し、確保が必要なときは、次の応援要請を行います。 (略)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動 第10節 教育・保育対策 第4 応急教育の実施 <b>こども育成部、教育部、施設管理者</b> (略) <u>4 被災地学び支援派遣等枠組み(D-E-S-T)の要請</u></p>	<p>P146 第5章 災害時の応急対策活動 第10節 教育・保育対策 第4 応急教育の実施 <b>こども育成部、教育部、施設管理者</b> (略) (新設)</p>

新	旧
<p>市は、発災後における学びの継続や学校の早期再開に向けて、被災地学び支援派遣等枠組み（D-E-S-T: Disaster Education Support Team）に基づく教職員等の派遣を要請します。</p> <p><u>D-E-S-Tの主な取り組みは次のとおりです。</u></p> <p>(1) <u>文部科学省から被災地への職員派遣</u></p> <p>(2) <u>被災地外からの学校支援チームの派遣</u></p> <p>(3) <u>文部科学省の調整による被災地への応援職員及びスクールカウンセラーの派遣</u></p> <p>(略)</p>	
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第13節 ライフライン等の応急復旧活動</p> <p>第6 通信サービス <b>NTT東日本(株)神奈川事業部</b></p> <p>(略)</p>	<p>P156</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第13節 ライフライン等の応急復旧活動</p> <p>第6 通信サービス <b>東日本電信電話(株)神奈川事業部</b></p> <p>(略)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第16節 広域応援・受援活動</p> <p>(略)</p> <p>第1 行政機関等に対する応援要請 <b>総括・情報班、経営総務部、湘南地域県政総合センター</b></p> <p>(略)</p> <p>2 <b>行政機関等に対する応急措置の要請</b></p> <p><u>市は、円滑な応急措置の必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関または関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請を求めます。</u></p> <p><u>また、県に対して上記の要求ができない場合は、指定行政機関または関係指定地方行政機関に対してその旨を伝えるとともに、市域における災害の状況を通知します。なお、当該通知を受けた機関は、県の要請を待たずして応急措置を実施します。</u></p>	<p>P164</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第16節 広域応援・受援活動</p> <p>(略)</p> <p>第1 行政機関等に対する応援要請 <b>総括・情報班、経営総務部、湘南地域県政総合センター</b></p> <p>(略)</p> <p>2 <b>新設</b></p>

新	旧
<p><b>3</b> 応援要請の手続き (略)</p> <p><b>4</b> 関係団体、企業等への応援要請 (略)</p>	<p><b>2</b> 応援要請の手続き (略)</p> <p><b>3</b> 関係団体、企業等への応援要請 (略)</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動 第17節 ボランティア活動 (略)</p> <p><b>第7 被災者援護協力団体への支援協力</b> <b>統括調整部、各部</b></p> <p><u>市は、発災時において被災者援護協力団体の迅速な支援協力を受けるため、必要に応じて、被災者台帳の共有や災害救助法等を活用した業務を委託します。</u></p> <p><u>被災者援護協力団体へ委託する主な業務は次のとおりです。</u></p> <p><u>(1) 避難所の運営</u></p> <p><u>(2) 炊き出しその他による食品の給与または飲料水の供給</u></p> <p><u>(3) 被服、寝具その他の生活必需品の供与又は貸与</u></p> <p><u>(4) 被災した住宅の応急修理又は災害により生じた土砂その他の障害物除去</u></p> <p><u>(5) 被災者からの相談への対応又は被災者に対する情報の提供・助言</u></p> <p><u>(6) ボランティア受入れの実施に係る連絡調整</u></p> <p><u>(7) その他被災者の援護を図るために必要な協力業務</u></p>	<p>P 1 6 9</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動 第17節 ボランティア活動 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>第6章 復旧・復興対策 第2節 被災状況の調査 第2 罹災証明書等の交付 <b>市民部、消防部</b></p> <p>市は、<u>災害対策基本法第90条の2に基づき</u>、市域で災害が発生した場合、災害救助法や被災者生活再建支援法等に基づく被災者支援策や市税の減免等を実施するにあたり必要とされる住家等の被害程度を<u>証明する罹災証明書を交付します。</u></p> <p><u>なお、交付にあたっては、被災者からの申請に基づき、不動産鑑定士や</u></p>	<p>P 1 7 9</p> <p>第6章 復旧・復興対策 第2節 被災状況の調査 第2 罹災証明書等の交付 <b>市民部、消防部</b></p> <p>市は、市域で災害が発生した場合、災害救助法や被災者生活再建支援法等に基づく被災者支援策や市税の減免等を実施するにあたり必要とされる住家等の被害程度について、災害対策基本法第90条の2に基づき、被災者からの申請に基づき、住家の被害状況を調査し、被害の程度を証明する書面として罹災証明書の交付を行います。</p>

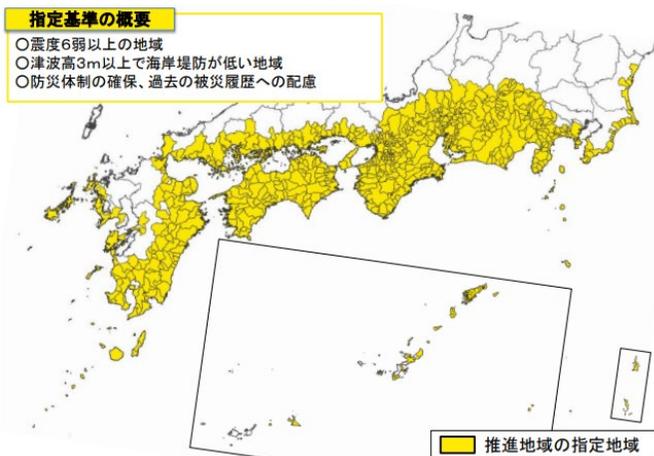
新	旧																				
<p><u>土地家屋調査士の士業団体と連携しつつ、住家の被害状況を調査し、<b>交付</b>します。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>3 被害認定調査活動</b> 市は、具体的な調査方法及び判定方法は、内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等に基づき判定します。</p> <p>(略)</p> <p><b>(2) 被害認定調査</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">第1次調査</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">→</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">第2次調査</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">→</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">再調査</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">外観目視調査の実施</td> <td></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">外観目視調査及び内部 立入調査（申請者立会）</td> <td></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">不服の内容を精査した 上で状況に応じて再調 査を実施</td> </tr> </table> </div> <p><u>※調査を効率よく実施するため、申請書等の情報から、外観被害は軽微でも、内部被害が比較的大きいと考えられる住家は、2次調査から実施することも考えられる。</u></p> <p>(略)</p>	第1次調査	→	第2次調査	→	再調査	外観目視調査の実施		外観目視調査及び内部 立入調査（申請者立会）		不服の内容を精査した 上で状況に応じて再調 査を実施	<p>(略)</p> <p><b>3 被害認定調査活動</b> 市は、具体的な調査方法及び判定方法は、内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等に基づき判定します。</p> <p>(略)</p> <p><b>(2) 被害認定調査</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">第1次調査</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">→</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">第2次調査</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">→</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">再調査</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">外観目視調査の実施</td> <td></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">外観目視調査及び内部 立入調査（申請者立会）</td> <td></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">不服の内容を精査した 上で状況に応じて再調 査を実施</td> </tr> </table> </div> <p>(略)</p>	第1次調査	→	第2次調査	→	再調査	外観目視調査の実施		外観目視調査及び内部 立入調査（申請者立会）		不服の内容を精査した 上で状況に応じて再調 査を実施
第1次調査	→	第2次調査	→	再調査																	
外観目視調査の実施		外観目視調査及び内部 立入調査（申請者立会）		不服の内容を精査した 上で状況に応じて再調 査を実施																	
第1次調査	→	第2次調査	→	再調査																	
外観目視調査の実施		外観目視調査及び内部 立入調査（申請者立会）		不服の内容を精査した 上で状況に応じて再調 査を実施																	
<p><b>第6章 復旧・復興対策</b> <b>第4節 復興対策</b> (略)</p> <p><b>第4 都市基盤施設等の復旧・復興</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">企画政策部、経済部、文化スポーツ部、環境部、都市部、建設部、下水道河川部、教育部、京浜河川事務所、横浜国道事務所、藤沢土木事務所、県企業庁茅ヶ崎水道営業所、東日本旅客鉄道(株)横浜支社、<b>NTT東日本</b>(株)、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガスネットワーク(株)</span></p> <p>(略)</p>	<p>P 1 8 7</p> <p><b>第6章 復旧・復興対策</b> <b>第4節 復興対策</b> (略)</p> <p><b>第4 都市基盤施設等の復旧・復興</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">企画政策部、経済部、文化スポーツ部、環境部、都市部、建設部、下水道河川部、教育部、京浜河川事務所、横浜国道事務所、藤沢土木事務所、県企業庁茅ヶ崎水道営業所、東日本旅客鉄道(株)横浜支社、<b>東日本電信電話</b>(株)、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガスネットワーク(株)</span></p> <p>(略)</p>																				
<p><b>第8章 南海トラフ地震防災対策推進計画</b> <b>第1節 総則</b> (略)</p> <p><b>第3 地域指定</b> 本市は、法第3条第1項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地</p>	<p>P 2 1 8</p> <p><b>第8章 南海トラフ地震防災対策推進計画</b> <b>第1節 総則</b> (略)</p> <p><b>第3 地域指定</b> 本市は、法第3条第1項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地</p>																				

新

域及び法第10条第1項の規定に基づく南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されています。

県内では、南海トラフ地震防災対策推進地域に28市町が、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に13市町が指定されています。

■南海トラフ地震防災対策推進地域の指定（出典 内閣府資料）



※県内の指定市町：横浜市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町（28市町）

(略)

第4 南海トラフ地震により想定される被害の概要

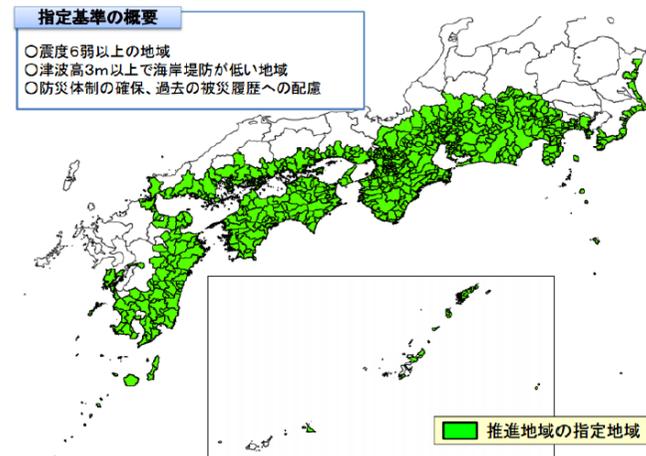
中央防災会議防災対策推進検討会議の下に平成24年4月に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」により令和7年3月に発表された、本市に係る被害想定及び平成27年3月に神奈川県が発表した神奈川県地震被害想定調査報告書の南海トラフ巨大地震による本市の主な被害想定については、次のようになっています。

旧

域及び法第10条第1項の規定に基づく南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されています。

県内では、南海トラフ地震防災対策推進地域に27市町が、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に13市町が指定されています。

■南海トラフ地震防災対策推進地域の指定（出典 内閣府資料）



※県内の指定市町：横浜市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町（27市町）

(略)

第4 南海トラフ地震により想定される被害の概要

中央防災会議防災対策推進検討会議の下に平成24年4月に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」により平成24年8月に発表された本市に係る被害想定及び平成27年3月に神奈川県が発表した神奈川県地震被害想定調査報告書の南海トラフ巨大地震による本市の主な被害想定については、次のようになっています。

新	旧																
<p>1 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループによる本市の被害想定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>最大震度</th> <th>最大津波高</th> <th>最短津波到達時間 (津波高1m)</th> <th>浸水面積 (浸水深30cm以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6弱</td> <td>5m</td> <td>30分</td> <td>30ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会 地震モデル 報告書 令和7年3月31日」内の「ケース①：駿河湾～紀伊半島沖にく大すべり域+超大すべり&gt;域を設定したもの」に基づく</p> <p>(略)</p>	最大震度	最大津波高	最短津波到達時間 (津波高1m)	浸水面積 (浸水深30cm以上)	6弱	5m	30分	30ha	<p>1 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループによる本市の被害想定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>最大震度</th> <th>最大津波高</th> <th>最短津波到達時間</th> <th>浸水面積 (浸水深30cm以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6弱</td> <td>5m</td> <td>26分</td> <td>20ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	最大震度	最大津波高	最短津波到達時間	浸水面積 (浸水深30cm以上)	6弱	5m	26分	20ha
最大震度	最大津波高	最短津波到達時間 (津波高1m)	浸水面積 (浸水深30cm以上)														
6弱	5m	30分	30ha														
最大震度	最大津波高	最短津波到達時間	浸水面積 (浸水深30cm以上)														
6弱	5m	26分	20ha														
<p>第8章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第2節 <u>重点施策に関する事項</u></p> <p>第1 <u>重点施策の策定</u></p> <p>南海トラフ地震の発生確率は、今後30年以内に約80%程度と推定されていることから、事前の対策に費やすことができる時間と内容には限りがあります。</p> <p>そのため、市は、すべての施策を一律に講じるのではなく、市の特性を踏まえた上で、直接死者数を減らす「命を守る」対策と、災害関連死者数を減らす「命をつなぐ」対策について、おおむね10年間で実施すべき重点施策として具体的に策定し、推進していくよう努めます。</p>	<p>P219</p> <p>第8章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>(新設)</p>																
<p>第8章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第3節 <u>地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項</u></p> <p>(略)</p>	<p>P219</p> <p>第8章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第2節 <u>地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</u></p> <p>(略)</p>																
<p>第8章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>第5 消防機関等の活動</p> <p>津波からの円滑な避難の確保に係る消防機関の活動については、「第5章 災害時の応急対策活動 第6節 避難対策」を準用します。</p> <p><u>消防団の活動については、「第2章 災害に強い組織・人づくり 第4節</u></p>	<p>P220</p> <p>第8章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>第5 消防機関等の活動</p> <p>津波からの円滑な避難の確保に係る消防機関の活動については、「第5章 災害時の応急対策活動 第6節 避難対策」を準用します。</p>																

新	旧
<p><u>地域防災力の強化</u>」を準用します。 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第8章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第5節 関係者との連携協力の確保 第1 資機材、人員等の配備手配 1 <u>被災時における物資等の調達手配及び人員の配備のうち、応急対策を実施するため広域的措置が必要なものについては</u>、「第4章 平常時の対策 第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給対策」及び「第5章 災害時の応急対策活動 第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動」を準用します。</p> <p>2 <u>応急対策の実施のために必要な他機関からの応援等に関する協定、制度その他手続き上の措置のほか、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援計画については</u>、「第4章 平常時の対策 第16節 広域応援・受援体制の充実強化」及び「第5章 災害時の応急対策活動 第16節 広域応援・受援活動」を準用します。</p> <p>第2 他機関に対する応援要請 <u>自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する方法については</u>、「第4章 平常時の対策 第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給対策」及び「第5章 災害時の応急対策活動 第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動」を準用します。 (略)</p>	<p>P 2 2 2 第8章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第4節 関係者との連携協力の確保 第1 資機材、人員等の配備手配 1 <u>物資等の調達手配</u> 地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保については、「第4章 平常時の対策 第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給対策」及び「第5章 災害時の応急対策活動 第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動」を準用します。</p> <p>2 <u>人員の配置</u> 市は、人員に不足が生じる場合は、人員の配備状況を県に報告するとともに、県等に応援を要請します。</p> <p>3 <u>災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置</u> 防災関係機関は、地震が発生した場合において、茅ヶ崎市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材について計画的に点検、整備、配備等行うこととします。 なお、機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定めることとします。</p> <p>第2 他機関に対する応援要請 地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資等の確保については、「第4章 平常時の対策 第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給対策」及び「第5章 災害時の応急対策活動 第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動」を準用します。 (略)</p>
<p>第8章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p>	<p>P 2 2 3 第8章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p>

新	旧
<p>第6節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項 (略)</p> <p>第2 時間差発生に備えた防災対応の基本的な考え方</p> <p><u>南海トラフ地震は、その発生時期等の正確な予測が困難であり、完全な防災対応は現実的に困難です。後発地震が発生する可能性が高まった場合、臨時情報として「巨大地震警戒」と「巨大地震注意」のいずれかが発表されますが、「警戒」は平常時の約百倍、「注意」は約数倍の発生確率とされ、各々の臨時情報に応じた防災対応を実施する必要があります。</u></p> <p><u>市は、これらの違いを踏まえ、防災対応と社会経済活動の継続とのバランスを考慮した防災対応を行います。</u></p> <p>1 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応 (略)</p> <p>(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合</p> <p><u>市及び防災関係機関は、後発地震に備え、1週間、明らかに被災するリスクが高い事項については回避する防災対応（巨大地震警戒対応）をとり、社会全体としては後発地震に備えつつ社会経済活動を継続することとします。</u></p> <p><u>市及び防災関係機関は、巨大地震警戒対応について、第4の定めるところにより対応するものとします。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後発地震が発生してからでは避難が間に合わないおそれがある市民等の避難及び施設等の従業員・利用者等の安全確保</li> <li>・日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）</li> <li>・行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検</li> </ul> <p>(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合</p> <p><u>市及び防災関係機関は、後発地震に備え、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを中心とした防災対応（巨大地震注意対応）をとり、後発地震に備えつつ社会経済活動を継続することとします。</u></p> <p><u>市及び防災関係機関は、巨大地震注意対応について、第5の定めるところにより対応するものとします。</u></p>	<p>第5節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項 (略)</p> <p>第2 時間差発生に備えた防災対応の基本的な考え方</p> <p><u>地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難です。そのため、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活・企業活動への影響のバランスを考慮しつつ、「より安全な防災行動を選択」という考え方のもと、防災対応を行います。</u></p> <p>1 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応 (略)</p> <p>(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合</p> <p>後発地震に備え、1週間、明らかに被災するリスクが高い事項については回避する防災対応（巨大地震警戒対応）をとり、社会全体としては後発地震に備えつつ通常<del>の</del>社会活動をできるだけ維持することとします。</p> <p><u>巨大地震警戒対応は、次に掲げる事項等とし、市及び防災関係機関は、第4の定めるところにより対応するものとします。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後発地震が発生してからでは避難が間に合わないおそれがある市民等の避難及び施設等の従業員・利用者等の安全確保</li> <li>・日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）</li> <li>・行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検</li> </ul> <p>(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合</p> <p>後発地震に備え、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを中心とした防災対応（巨大地震注意対応）をとることとします。</p> <p><u>巨大地震注意対応は、次に掲げる事項等とし、市及び防災関係機関は、第5の定めるところにより対応するものとします。</u></p>

新	旧
<p><del>・日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）</del>  <del>・行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検</del></p>	<p>・日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）          ・行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</p>	<p>第4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達          国は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画等に基づき、後発地震に対して警戒する措置を1週間継続する旨を、都府県を通じて市町村に伝達するとともに、国民に呼びかけます。</p>	<p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達          国は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画等に基づき、後発地震に対して警戒する措置を1週間継続する旨を、都府県を通じて市町村に伝達するとともに、国民に呼びかけます。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(2) 市による市民等への呼びかけ          市は、防災行政用無線等を通じて、市民等に対して家具の固定、非常用持出袋、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等の日頃からの地震への備えや臨時情報の発表に伴う特別な備えを再確認するよう呼びかけます。</p>	<p>(2) 市による市民等への呼びかけ          市は、防災行政用無線等を通じて、市民等に対して家具の固定、非常用持出袋、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等の日頃からの地震への備えを再確認するよう呼びかけます。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>3 災害対策本部等の設置等          市は、南海トラフ地震への警戒体制をとることとし、関係職員は緊急参集後、気象庁、県、防災関係機関からの情報を収集します。          市は、災害対策本部を設置し、本部員会議を開催することで、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容について共有するとともに、当面の活動方針を決定します。本部員会議での意思決定を補佐するため、統括調整部を設置し、総括・情報班、避難所対策班、その他必要な班を編成します。</p>	<p>3 災害対策本部等の設置等          市は、南海トラフ地震警戒体制をとることとし、関係職員は緊急参集後、気象庁、県、防災関係機関からの情報を収集します。          市は、災害対策本部を設置し、本部員会議を開催することで、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容について共有するとともに、当面の活動方針を決定します。本部員会議での意思決定を補佐するため、統括調整部を開設し、総括・情報班、避難所対策班、その他必要な班を編成します。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>6 災害応急対策をとるべき期間等          (略)</p>	<p>6 災害応急対策をとるべき期間等          (略)</p>



新	旧
<p>(略)</p> <p>イ 公共施設</p> <p>市は、利用者及び職員の安全の確保を図るため、施設の緊急安全点検を行い、点検結果を踏まえ、必要な措置を講ずるとともに、避難誘導等の後発地震発生時の対応について確認します。</p> <p>また、庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後、災害応急対策を実施する上で重要な役割を果たす施設については、非常用発電機の点検、飲料水及び食料等の備蓄、<u>非常用通信手段</u>の点検等、その機能を果たすために必要な措置を講ずるものとします。</p> <p>第5 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達</p> <p>国は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画等に基づき、後発地震に対して注意する措置をとるべき旨を、都府県を通じて市町村に伝達するとともに、国民に呼びかけます。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市による市民等への呼びかけ</p> <p>市は、防災行政用無線等を通じて、市民等に対して家具の固定、非常用持出袋、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等の日頃からの地震への備え<u>や臨時情報の発表に伴う特別な備え</u>を再確認するよう呼びかけます。</p> <p>(略)</p> <p>5 災害対応対策をとるべき期間等</p> <p>(略)</p> <p>当該期間（以下「南海トラフ地震注意対応期間」という。）を経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則<u>終了</u>するものとします。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>イ 公共施設</p> <p>市は、利用者及び職員の安全の確保を図るため、施設の緊急安全点検を行い、点検結果を踏まえ、必要な措置を講ずるとともに、避難誘導等の後発地震発生時の対応について確認します。</p> <p>また、庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後、災害応急対策を実施する上で重要な役割を果たす施設については、非常用発電機の点検、飲料水及び食料等の備蓄、<u>通信手段</u>の点検等、その機能を果たすために必要な措置を講ずるものとします。</p> <p>第5 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達</p> <p>国は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画等に基づき、後発地震に対して注意する措置をとるべき旨を、都府県を通じて市町村に伝達するとともに、国民に呼びかけます。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市による市民等への呼びかけ</p> <p>市は、防災行政用無線等を通じて、市民等に対して家具の固定、非常用持出袋、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等の日頃からの地震への備えを再確認するよう呼びかけます。</p> <p>(略)</p> <p>5 災害対応対策をとるべき期間等</p> <p>(略)</p> <p>当該期間（以下「南海トラフ地震注意対応期間」という。）を経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則<u>解除</u>するものとします。</p> <p>(略)</p>
<p>第8章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第7節 <u>防災訓練に関する事項</u></p>	<p>P 2 3 1</p> <p>第8章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第6節 防災訓練計画</p>

新	旧
(略)	(略)
第8章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 (略)	P 2 3 1 第8章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 (略)